

# 第 31 期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催情報

### 開催日時

平成29年8月11日(金曜日) 午後1時30分  
(開場 12時30分)

### 開催場所

千葉市美浜区中瀬二丁目1番地  
幕張メッセ 国際会議場 コンベンションホール

## 決議事項

- ▶ 第1号議案 剰余金の処分の件
- ▶ 第2号議案 定款一部変更の件
- ▶ 第3号議案 取締役7名選任の件
- ▶ 第4号議案 当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策(買収防衛策)の更新の件



株式会社ウェザーニューズ

証券コード：4825

証券コード 4825  
平成29年7月27日

株 主 各 位

千葉県美浜区中瀬一丁目3番地  
幕張テクノガーデン  
**株式会社 ウェザーニューズ**  
代表取締役社長 草 開 千 仁

## 第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年8月10日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年8月11日（金曜日）午後1時30分
2. 場 所 千葉県美浜区中瀬二丁目1番地  
幕張メッセ 国際会議場 コンベンションホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

**報告事項** 第31期（自平成28年6月1日 至平成29年5月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

**第2号議案** 定款一部変更の件

**第3号議案** 取締役7名選任の件

**第4号議案** 当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）の更新の件

#### 4. その他本招集ご通知に関する事項

(1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の①、②及び③の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://jp.weathernews.com/>)に掲載しております。

- ①会社の支配に関する基本方針
- ②連結計算書類のうち連結注記表 (第31期)
- ③計算書類のうち個別注記表 (第31期)

(2) 株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

---

#### 当日ご出席の株主の皆様へのお願い

当日ご出席される株主の皆様には、以下の事項をご確認いただきますようお願い申し上げます。

- (1) 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人とし、同代理人は、本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。
- (2) 当社の株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- (3) 例年開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場ください。開場時刻は12時30分を予定しております。
- (4) 会場内では照明・空調設定温度の調整などの節電対策を実施する予定ですので、あらかじめご了承くださいとともに、軽装にてお越しください。

## 株主の皆様向けのインターネット中継

当日ご出席願えない株主の皆様は株主総会の模様をご覧いただけますよう、インターネットによるライブ中継を実施いたします。なお、株主の皆様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は役員席付近のみとさせていただきます。また、中継を通じての議決権行使及び質疑はできませんのでご了承ください。

- 公開日時** : 平成29年8月11日（金曜日） 午後1時30分から株主総会終了時まで  
**視聴方法** : 株主総会ライブ中継サイトにアクセスいただきますと、株主様の認証画面が表示されますので、「株主ID」と「パスワード」を入力の上、ご覧ください。

**株主総会ライブ中継サイト** <http://weathernews.jp/kabu/>

株主ID（8桁）： 同封の議決権行使書用紙に記載されている株主番号  
パスワード（7桁）： ご登録住所の郵便番号（数字のみ入力ーハイフン除く）

### [留意点]

- ・中継をご覧いただくためには、ブロードバンド回線及びFlash Player10.0以上（無料）が必要です。なお、Flash Playerをお持ちでない方は、下記URLよりダウンロードが可能ですので、事前にご準備いただきますようお願い申し上げます。  
Flash Player（無料）のダウンロード先URL : <http://get.adobe.com/jp/flashplayer/>
- ・株主総会の視聴に当たりましては、ご使用のパソコンの環境（機能、性能）やインターネット接続の回線状況、多数の株主様のアクセスの集中等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。また、スマートフォンの機種によってはご覧いただけないこともございますので、あらかじめご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、「75億人の情報交信台」という夢とそれに向かって進めていく事業に共感いただける多くのステークホルダーに支えられることを志向して、中長期的に株主サポーターを拡大したいと考えております。

利益分配につきましては、経営理念にある「高貢献、高収益、高分配」の考えを基本としております。気象を通じて新たな価値を創り出していくサービス、技術、インフラ構築への投資と体質強化のための内部留保などを勘案し、株主サポーターへの還元を決定するという方針をとっております。売上高のなかでもツールゲート型ビジネスの売上高成長率を主要な経営指標と認識し、その時々々の経営成績、配当性向・配当利回り及び資本効率などを勘案しながら決定いたします。

当期（平成29年5月期）の剰余金の配当については、中期経営計画における配当方針に基づき、1株当たりの年間配当を100円とし、本年1月に1株当たり50円の間配当を実施しておりますので、期末配当は1株当たり50円といたたく存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金50円 総額544,804,650円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年8月14日

#### 2. 剰余金の処分にに関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたたく存じます。

	項目	金額
(1) 増加する剰余金	別途積立金	1,000,000,000円
(2) 減少する剰余金	繰越利益剰余金	1,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は基幹放送事業者として認定を受け、創業時からの想いに通ずる「いざという時役に立つ」防災気象情報の提供をコンセプトに、BSデータ放送事業を行っていましたが、近年の通信環境の劇的な変化により、インターネット等の多様なメディアが普及したことから、本放送も一定の役割を終えたと考え、当該放送事業を終了しました。これに伴い、放送法第116条の規定は適用外となりますので、外国人等の株式の取扱いの部分について削除をするものです。

### 2. 変更の内容

現行定款及び変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>【株式の取扱いに関する規程】</b></p> <p>第12条</p> <p>当会社は、次の各号に掲げる者(以下「外国人等」という。)のうち、第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合と、これらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が、当会社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記載または記録することを拒むものとする。</p> <p>(1) 日本の国籍を有しない人  (2) 外国政府またはその代表者  (3) 外国の法人または団体  (4) 前3号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体</p> <p>2. 当会社は、法令の定めに従い、前項各号に掲げる者が有する株式について、株主名簿への記載もしくは記録の制限または議決権の制限を行うことができるものとする。</p> <p>3. 当会社の株式に関する事項は、本定款のほか、取締役会にて定める株式取扱規程による。</p>	<p><b>【株式の取扱いに関する規程】</b></p> <p>第12条</p> <p>( 削除 )</p> <p>( 削除 )</p> <p>当会社の株式に関する事項は、本定款のほか、取締役会にて定める株式取扱規程による。</p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

当社は、取締役の事業年度ごとの業績目標に対する経営責任をより明確にし、株主の皆様にご各年度ごとに取締役の信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を1年としております。当社定款の規定に基づき、取締役7名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	当期に開催の取締役会出席回数
1	再任 草開 千仁 <small>くさびらき ちひと</small>	代表取締役社長、最高経営責任者	15/15回
2	再任 志賀 康史 <small>しが やすし</small>	専務取締役、最高販売責任者（日本・アジア）	15/15回
3	再任 吉武 正憲 <small>よしたけ まさのり</small>	常務取締役、最高財務責任者	15/15回
4	再任 安部 大介 <small>あべ だいすけ</small>	取締役、最高運営責任者	12/12回
5	新任 岩佐 秀徳 <small>いわさ ひでのり</small>	執行役員、最高販売責任者（ヨーロッパ・アメリカ）	—
6	再任 関 誠夫 <small>せき のぶお</small> 独立社外取締役	社外取締役	15/15回
7	新任 辻野 晃一郎 <small>つじの こういちろう</small> 独立社外取締役	—	—

(注) 安部大介氏の出席回数は、平成28年8月11日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

取締役候補者（7名）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p>くさ びらき ち ひと 草 開 千 仁 (昭和40年3月18日)</p> <p>【再任】</p>	<p>昭和62年 3 月 青山学院大学理工学部物理学科卒 昭和62年 4 月 当社入社 平成 5 年 4 月 当社営業本部CSS事業部長 平成 5 年 6 月 当社営業総本部航空事業部長 平成 8 年 6 月 当社防災・航空事業本部長 平成 8 年 8 月 当社取締役 平成 9 年 8 月 当社常務取締役 平成11年 8 月 当社代表取締役副社長 平成18年 9 月 当社代表取締役社長（経営全般、販売統括主責任者 （アジア・ヨーロッパ・アメリカ） 平成28年 8 月 同上（最高経営責任者）（現任）  (重要な兼職の状況) 千葉工業大学 理事</p>	69,800 株
<p>(候補者とした理由) 草開千仁氏は当社入社以来、予報システム開発、データ運用、販売部門等を担当した後、防災・航空事業統括役員としてグローバルの事業展開を所管しました。平成18年からは代表取締役社長として、当社グループ全般に対する深い知識と理解に基づき事業・経営を推進しており、現在は取締役会議長を務めております。当社における重要な業務執行の決定及び取締役・執行役員の業務執行の監督に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものです。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
2	し が やす し 志賀康史 (昭和38年7月14日) 【再任】	昭和61年3月	高千穂商科大学商学部卒	22,764 株
	昭和61年4月	東京リコー株式会社入社		
平成4年3月	当社入社			
平成11年7月	当社福岡支社支社長			
平成15年6月	当社販売グループリーダー			
平成17年8月	当社取締役(日本市場統括主責任者)			
平成20年8月	同上(アジア事業統括主責任者)			
平成24年6月	同上(日本販売主責任者)			
平成24年8月	当社常務取締役(日本販売主責任者)			
平成25年8月	当社専務取締役(日本販売主責任者)			
平成26年5月	同上(販売統括主責任者(日本・新興国))			
平成28年8月	同上(最高販売責任者)(現任)			
(候補者とした理由) 志賀康史氏は販売部門を長年担当した後、日本市場の販売統括役員として販売部門を所管するとともに、平成17年からは取締役として、また平成20年以降はアジア市場向けの統括責任者として業務を管掌しております。当社の日本とアジアの販売部門における業務執行の決定及び取締役・執行役員の業務執行の監督に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものです。				
3	よし たけ まさ のり 吉武正憲 (昭和47年10月14日) 【再任】	平成8年3月	九州大学農学部農業工(土木)学科卒	10,790 株
	平成8年7月	当社入社		
平成16年6月	当社福岡支社支社長			
平成18年12月	株式会社ウィズ ステーション販売事業本部リーダー			
平成23年6月	当社総務部グループリーダー			
平成26年8月	当社取締役(総務主責任者)			
平成27年8月	同上(経理・財務・総務統括主責任者)			
平成28年8月	当社常務取締役(最高財務責任者)(現任)			
(候補者とした理由) 吉武正憲氏は当社入社以来、販売部門、経理・財務・総務部門等を担当した後、平成26年に取締役に選任され現在は最高財務責任者として業務を管掌しております。当社の経理・財務部門における業務執行の決定及び取締役・執行役員の業務執行の監督に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものです。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
4	あべ だいすけ 安部 大介 (昭和45年12月29日)  <b>【再任】</b>	平成7年3月	北海道大学大学院理学研究科修士課程修了	13,367 株
		平成7年4月	当社入社	
平成20年10月	当社予報センターグループリーダー			
平成23年9月	当社運営統括主責任者			
平成24年8月	当社取締役 (運営主責任者)			
平成27年8月	当社執行役員 (運営主責任者)			
平成28年7月	同上 (最高運営責任者)			
平成28年8月	当社取締役 (最高運営責任者) (現任)			
(候補者とした理由) 安部大介氏は当社入社以来、運営部門、開発部門等を担当した後、平成23年に運営統括主責任者に選任され、現在は最高運営責任者として運営及び開発業務を管掌しております。当社の運営及び開発における業務執行の決定及び取締役・執行役員の業務執行の監督に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものです。				
5	いわさ ひでのり 岩佐 秀徳 (昭和42年10月26日)  <b>【新任】</b>	昭和63年9月	鳥羽商船高等専門学校航海学科卒	11,374 株
		昭和63年10月	株式会社オーシャンルーツ日本社入社	
平成6年1月	当社入社			
平成14年6月	当社東京支社支店長			
平成24年5月	当社航海気象事業販売統括主責任者兼ヨーロッパ販売統括主責任者			
平成24年8月	当社取締役 (航海気象事業販売主責任者兼ヨーロッパ販売主責任者)			
平成26年5月	同上 (アメリカ販売主責任者)			
平成27年8月	当社執行役員 (航海気象事業販売主責任者)			
平成29年7月	同上 (最高販売責任者 (ヨーロッパ・アメリカ)) (現任)			
(候補者とした理由) 岩佐秀徳氏は当社入社以来、販売部門を長年担当した後、平成24年に航海気象事業販売統括主責任者兼ヨーロッパ販売統括主責任者に選任され、現在は執行役員としてヨーロッパ・アメリカの販売を管掌しております。当社のヨーロッパ・アメリカの販売部門における業務執行の決定及び取締役・執行役員の業務執行の監督に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものです。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	関 誠 夫 (昭和19年9月21日) 【再任】	昭和45年3月 東京工業大学大学院修士課程修了 昭和45年4月 千代田化工建設株式会社入社 平成4年4月 米国千代田インターナショナル・コーポレーション副社長 平成9年6月 千代田化工建設株式会社取締役 平成10年6月 同社常務取締役 平成12年8月 同社代表取締役専務 平成13年4月 同社代表取締役社長 平成19年4月 同社取締役会長 平成21年4月 同社相談役 平成24年7月 同社顧問 平成25年6月 同社顧問退任 平成26年8月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 帝人株式会社 取締役(社外) 亀田製菓株式会社 取締役(社外) 横河電機株式会社 取締役(社外)	1,000株
(候補者とした理由) 関誠夫氏は、平成26年8月9日開催の第28期定時株主総会において取締役を選任されて以降、企業経営者としての知見・経験やグローバルな事業展開における豊富なキャリア、及び品質管理等に関する高い見識を踏まえ、社外取締役として中立かつ客観的観点から当社の経営上有用な発言を行っております。引き続き、当社の事業展開をはじめ、経営全般に対して提言を頂くため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって3年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	辻野晃一郎 (昭和32年7月10日)  【新任】	昭和59年3月 慶應義塾大学院工学研究科修士課程修了 昭和59年4月 ソニー株式会社入社 昭和63年6月 カリフォルニア工科大学大学院電気工学科修士課程修了 平成13年4月 ソニー株式会社ネットワークターミナルソリューションカンパニー プレジデント 平成16年11月 ソニー株式会社コネクトカンパニー プレジデント 平成19年4月 グーグル執行役員 製品企画本部長 平成21年1月 グーグル日本法人代表取締役社長 平成22年10月 アレックス株式会社代表取締役社長兼CEO (現任) (重要な兼職の状況) アレックス株式会社 代表取締役社長兼CEO	0株
(候補者とした理由) 辻野晃一郎氏は、長年のグローバル企業各社での経営者としての知見・経験及びBtoS事業における豊富なキャリアと高い見識を踏まえ、当社の事業展開をはじめ、経営全般に対して提言を頂くため、社外取締役として選任をお願いするものです。			

(注1) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 取締役候補者関誠夫氏及び辻野晃一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(注3) 取締役候補者関誠夫氏と当社の間では、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外役員の責任を限定する契約を締結しております。また、取締役候補者辻野晃一郎氏との間にも、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外役員の責任を限定する契約を締結する予定です。

(注4) 各取締役候補者の所有する当社の株式数には、ウェザーニューズ役員持株会における本人の持分株式数を含んでおります。

(参考) 役員の選任基準及び社外役員の独立性の基準

1) 役員の選任基準

当社は、以下の選任基準を勘案の上、取締役を選任しております。

1. 適法性

- 欠格事由のない者
- 経営の受託者として、善管注意義務・忠実義務を全うできる者

2. 適格性

- 全人格的に優れ (公正・謙虚・明朗闊達・規律・他者実現・負けっぶりの良さ)、経営者としての資質を有し、当社経営に相応の専念・貢献できること
- 当社業務・文化への理解・共感できること

- 業務遂行に際し、心身ともに健康であること
3. 専門性・独自性
- 専門とする分野における突出した実力（能力・知識・経験）と実績を有すること
  - 既存概念に囚われることなく、その本質を見抜き、時には創造的な破壊をもって、再創生できる実力と実績を有すること
4. 独立性・多様性
- 率直に疑問を呈し、代替案の提案のできる精神的独立性を有すること
  - 支配的あるいは利益相反的な関係者ではないこと

#### 2) 社外役員の独立性の基準

当社は、会社法に定める社外取締役の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係を勘案し、独立性の有無を判断しております。

### 第4号議案 当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成26年8月9日開催の第28期定時株主総会において、当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（当該更新により導入された当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を、以下「旧プラン」といいます。）。旧プランの有効期間は、平成29年8月に開催いたします第31期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成29年7月24日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号口(2)）として、旧プランを実質的に同一の内容で更新すること（以下「本更新」といい、本更新により導入される当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を以下「本プラン」といいます。）を、取締役の全員一致により決議いたしましたので、以下のとおりにお知らせいたします。なお、本更新を決定した取締役会において、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員は、本プランが適正に運用されることを条件として、本更新に賛同する旨の意見を述べております。また、平成29年5月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりです。

## 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。当社では、株式の上場の際して、市場には短期、中長期のスタンスや様々な目的の投資家が存在することがあり得ると理解しております。言うまでもなく、上場会社である当社の株券等（下記3.2)(2)①a.において定義されます。以下同じとします。）については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量取得行為の提案又はこれに類似する行為があった場合に、当社の株券等を売却するかどうかの判断も、最終的には当社の株券等を保有する株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

したがって、当社は、当社の株券等について大量取得行為がなされる場合に、それが当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保、向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

一方、当社は、気象会社として世界で初めて株式を上場しておりますが、これは、公的機関にもまさるともおとらない公共のインフラを運営する企業体としてふさわしいガバナンス、透明性（Transparency）等を追求することが、上場することの大きな意義であると認識しているが故です。当社は、市場においてもこの上場の意義等が理解されることを期待しており、市場をはじめ社会全般において理解いただけるよう事業運営に取り組んでいます。しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量取得行為の提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社の経営理念は、「サポーター価値創造」（当社では、当社がサービスを提供し、当社を支持していただいている企業及び個人をサポーターと呼びます。）です。この経営理念は様々な企業価値の源泉から成り立っており、これらに対する理解がなければ、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保、向上させることはできないと考えておりま



す。特に、当社の企業価値の源泉は、①気象市場を創造し続ける人材、企業文化、経験知、②24時間365日サービス&サポートを継続的・安定的に提供する人材、仕組み、③世界中のサポーター（企業、個人）との価値共創を通じて築かれた信頼関係、④上記①～③を基礎として長期間にわたり構築されてきたブランド力（知名度と信頼を裏切らない力）、にあると考えております。したがって、当社の株券等の大量取得行為を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させるのでなければ、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益は毀損されることになりかねません。

当社としては、このような当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損する大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、中長期にわたり企業価値を持続・発展させていくことこそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、以下に申し述べます、当社の中期経営計画の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、更に、業績に応じた株主の皆様に対する利益還元を従前通り進めてまいる所存です。これらの取組みの実施を通じて、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、上記の当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社の株券等の大量取得行為は困難になるものと考えられます。

したがって、これらの取組みは、上記1.記載の基本方針に資するものであると考える所存です。

### 1) 中期経営計画の策定及びその実施

#### (1) 当社の経営方針について

##### ① ビジョン

世界では、自然災害により毎年何万人もの命が失われ、様々な産業において多大な経済的損失も生じています。また、地球温暖化が原因とも言われる急激な気候変動により、私たちが経験したことがない気象、気候変動による世界中の経済活動や生活への影響が増大

すると言われていました。こうした状況に対応するためには、公共機関だけではなく真に利用者側に立った民間のサービスが必要不可欠です。

当社では、民間の気象情報会社として「75億人の情報交信台」という夢を掲げ、気象が「水、電気、交通、通信」に続く第5の公共資産＝公共インフラであると考え、世界中のあらゆる企業、個人の生命、財産に対するリスクを軽減し、機会を増大させることを実現する気象サービスを目指しています。また、その実現にあたっては、サポーター自身が主体的に気象の観測（感測）、分析、予測、配信・共有に参加し、当社とともに価値を共創していく新しい気象サービスのあり方を追求していくことにより、社会や地球環境に貢献していきます。

## ② ミッション

当社グループの基本コンセプトは、(気象に関する) あらゆるコンテンツを、官営サービスに依存することなく、自らが主体的にデータ収集から配信まで提供する「フルサービス・ウェザーカンパニー」となることであり、これを目指してきました。そして、これに加え、およそ気象が有意義なコンテンツとなりうるあらゆる分野においてサービスを提供することができる、「Full Services (フルサービシズ)」になることも目指しています。私どもが実現すべきミッションは以下の5つであると捉えております。

- a. 全世界75億人の一人ひとりとともに、最多、最速、最新の気象コンテンツサービスを創造・提供する世界最強・最大の「気象コンテンツ・メーカー」になること。
- b. 気象コンテンツ市場のフロントランナーとして、独創的に新たな市場を創造しながら、「サポーター価値創造」と企業価値の最大化を実現すること。
- c. サポーター（個人、企業）が観測（感測）、予報、配信に参加する世界初の双方向型の気象情報交信ネットワークを本格的に軌道に乗せ、従来の気象のあり方を革新的に変えること。
- d. 気象をベースに、気候変動、そして環境問題まで領域を広げ、サポーター（個人、企業）とともに、新たな価値創造（ことづくり）を、実現すること。
- e. 常識にとらわれない革新的なインフラを積極的に開発し、利用することで、従来にないコンテンツをサポーターに提供すること。

## (2) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1986年、あらゆる分野の企業、個人に気象サービスを提供することを目的に創立されました。その後、サポーターとともに創り出してきた気象コンテンツサービスは、世界中の企業、個人に支持されてきました。「サポーター価値創造」という経営理念



を実践し続ける当社の企業価値の源泉は、具体的には次のとおりです。

① 気象市場を創造し続ける人材、企業文化、経験知

当社は、創立以来、データや気象予測を単に提供するのではなく、利用者側に立ち、気象によるリスクを軽減し、機会を増大させる「リスクコミュニケーション」(対応策情報)というサービスコンセプトを創り出してまいりました。そして、海運、航空、道路、鉄道などの社会インフラや個人のニーズ・ウォンツを掘り起こし、官ではなし得ない気象サービスを世界中で開拓・創造し、世界で初めて気象情報会社として株式の上場を実現しました。株式の上場により、当社は、気象という第5の公共財を提供するにふさわしいガバナンス、透明性をもつ存在となるとともに、社会的信用力が増大し、長期安定資金の調達による財務体質の強化の結果、安定的なサービス提供が可能になりました。

また、海運向けに安全性、経済性、環境性を最適化するOSR (Optimum Ship Routeing)、頻発するゲリラ雷雨を捕捉し回避活動を促す「ゲリラ雷雨メール」など、従来の気象情報の発想を超えた新しい価値を創り出すサービスを生み出しております。さらには、こうした革新的なサービスを実現するために、交通気象の急激な気象現象によるリスクを減らすためにWITHレーダー (超小型レーダー) の設置、北極海航路を支援するWNI衛星の打上げ、津波を監視するTSUNAMIレーダーなど、積極的に独自のインフラ整備に取り組んでいます。このように他社が創った市場を奪うのではなく、新たな市場を創造することへの挑戦を通じて蓄積される知識、経験をもった人材、企業文化は、当社の企業価値の源泉となっており、市場における持続的な強みとなっています。

② 24時間365日サービス&サポートを継続的・安定的に提供する人材、仕組み

気象は常に変化しています。当社は、創業以来30年以上にわたって24時間365日休むことなく、グローバルベースでの観測、変化の予測とそれがもたらす顧客の業務への影響を専門家 (リスクコミュニケーター) により常に監視し、対応策コンテンツをベースに密なコミュニケーションを世界中の顧客に展開しています。

具体的には、入手可能な世界中の社会インフラ (気象衛星、高層観測、地上観測等) からの気象データに加え、ライブカメラやサポーターとの共進による感測等からの独自データにより刻々と更新される世界中の気象データを受信し、世界最大の気象データベースを構築しております。これらのデータをベースに、数値予測システムを用いた予測や顧客のビジネスデータの分析を行い、それを企業、個人に対して継続的かつ安定的に提供する仕組みは、長年かけて当社が独自に構築したものです。サービスを安定的に提供するために、データ、通信、予測、ITなどを専門的に担当するSSI (共同利用インフラ運営・開発部

門) と呼ばれるチーム・人材が、開発・運営・保守を24時間365日行っており、担当する分野の状況を常に把握し、常にサポーターに対応できる体制を整えています。

### ③ 世界中のサポーター（企業、個人）との価値共創を通じて築かれた信頼関係

当社は44の市場において、その市場を代表する企業を含む約2,500社の企業、250万人以上の個人サポーターと契約して、継続的なコンテンツサービスを展開しております。当社のサービスは従来にないサービスであるが故に、当社と企業サポーターは、業務内容、プロセス、気象の影響度についてお互い密に情報交換を行い、気象サービスをともに創りあげ、深い信頼関係を築いています。

また、当社は、個人サポーターが観測（感測）したデータを気象予測に組み入れるなど、個人サポーターとの間で、送り手と受け手の立場を超えた、新しい気象コンテンツを共創する強い関係を築いています。具体的には、当社のサービスを利用いただいている数多くのウェザリポーターが身の回りの気象の変化を携帯電話を通じて当社にレポートし、それを当社がサイト上に公開することによって、他のサポーターの行動に役立ててもらいます。また、花粉を測る「ポールンロボ」や気温・風速・気圧などを測る小型気象観測器をサポーターに配布し、サポーター自身が観測・感測に参加し、そのデータを当社に集約することにより、気象予測の精度向上やサービスに役立てるとともに、サポーターが相互にこれらの情報を提供し合い、役立ててもらう場も提供しております。

### ④ ①～③を基礎として長期間にわたり構築されてきたブランド

当社は、上記①～③を一貫して追求してきた企業文化・経営哲学及びそれを実行する人材と活動により、サポーターとの間に当社の確固たるブランドを築いてきました。当社は、サポーター（企業、個人）の協力により、公的機関では実現できなかった全く新しい民間気象サービスの代名詞として独自のブランドを30年以上にわたり築いており、また、③の価値共創を通じて、サポーターとの間で単なる認知度を超えた深く強固な信頼関係を築いています。

### (3) 当社中期経営計画について

当社では、創業以来、第1成長期（1986年6月から1995年5月）は「事業の成長性」、第2成長期（1995年6月から2004年5月）は「ビジネスモデルの多様性」、第3成長期（2004年6月から2012年5月）は「経営の健全性」をテーマに掲げ、事業を展開してまいりました。第4成長期(2012年6月から10年程度)は「革新性」をテーマに掲げ、サービスを本格的にグローバル展開を行い、世界最強の気象コンテンツメーカーになることを目指

します。

### <重点事業>

#### 【交通気象】

海の交通気象（航海気象）は、国によるサービスが行われていない「公認民間市場（顕在化市場）」と言えます。当社は既にグローバル市場において航海気象サービスを展開しておりますが、現段階では世界中の外航船およそ20,000隻のうち約30%のシェアを有しています。第4成長期では、サービスの質を改善するとともに新サービスを開始し、10,000隻へのサービス展開を目指します。次に、空の交通気象（航空気象）では、現在、既に日本、アジアの一部のエアラインを中心にサービスを提供しています。第4成長期では、アジア、欧州、アメリカにおいてサービスを拡大し、グローバルにシェアを高めていきます。陸の交通気象（道路気象、鉄道気象）では、現在展開している日本でのサービスをより標準化・組織化することにより、高速道路と高速鉄道市場をターゲットにアジアからグローバルに展開していきます。

#### 【環境気象】

全世界的な自然エネルギー利活用へ向けた構造変革を受け、自然エネルギーに関して先進的に取り組んでいるヨーロッパの企業との積極的なコラボレーションを通じ、新たな環境気象の立ち上げを目指します。

#### 【モバイル・インターネット】

WNI衛星やWITHレーダーなどのObservationインフラ（観測）だけでなく、サポーターとともに、Eye-servation（感測）インフラをグローバルに展開します。多様化する全てのプラットフォームに最適なコンテンツを提供するトランスプラットフォーム展開を通して、サポーターが参加し、交信するネットワーク型の気象及び分衆コンテンツサービスを創造する有料サービスをグローバルに展開します。

### <革新的なテクノロジーと「無常識」なインフラ開発・運営>

気象情報サービスのグローバル展開には、ニーズに応じたコンテンツの創造が重要です。設備投資から始める従来型のアプローチではなく、顧客と一体になって進める「ことづくり」によるアプローチが有効と考えます。「ことづくり」とは、社会の共感を得ながらサービスを事業化することであり、実際に対応策を必要としている人々と協力してサービスを設計し、運営を始めるという事業化プロセスが求められます。「ことづくり」の機

会を得るために、当社は、オクラホマ大学などの世界の研究機関、企業、サポーターと連携し、WNI衛星、WITHレーダーをはじめとする革新的なインフラやテクノロジーに積極的に投資しております。さらに、これらを24時間365日運営することで、ニーズに応じたコンテンツの創造を加速してまいります。

#### <エリア展開>

アジア、欧州、アメリカの順に、それぞれ3~5年間程度の時間をかけ、市場開拓とインフラの構築を進める計画です。

### 2) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、常に変化し続ける社会環境・ビジネス環境をいち早く察知して迅速かつ積極的に対応するとともに、社会的に公正な企業活動を推進するためには、プロセスを明確にする企業文化、チェック・アンド・バランスが働く組織体制、透明性・納得性の高い業績評価システムと内部統制システムを整備するとともに、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させることが重要であると考えております。この考え方に基づき、当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るとともに、経営に対する経験・知見や専門家としての経験・見識が豊富な社外取締役・社外監査役に積極的に経営に参加してもらうことがコーポレート・ガバナンスにとって肝要と考え、そのような経営体制の充実を図っております（取締役7名 うち社外取締役2名、監査役3名 うち社外監査役2名）。

また、事業年度ごとの業績目標に対する取締役の経営責任を明確にすることがコーポレート・ガバナンスの維持にとって不可欠であると考え、全取締役の任期を1年としております。さらに、経営陣の最適な人選がコーポレート・ガバナンスを確立する上で重要であるとの認識から、社外取締役・社外監査役を中心として当社社内規程に基づき設置された指名委員会を随時招集し、かかる指名委員会が取締役候補者の選任に関与しております。

今後とも、当社は、当社の経営理念に基づき法律やルールを真摯に受けとめ企業運営を行うことにより、株主の皆様、お客様、地域社会の皆様をはじめ社会から信頼される企業となることを目指し、コーポレート・ガバナンス等の強化に取り組んでまいります。

### 3) 業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社では、「75億人の情報交信台」という夢とそれに向かって進めていく事業に共感いただける多くのステークホルダーに支えられることを志向して、中長期的に株主サポーターを拡大したいと考えております。

利益配分につきましては、経営理念にある「高貢献、高収益、高分配」の考えを基本としております。気象を通じて新たな価値を生み出していくサービス、技術、インフラ構築への積極的な投資と体質強化のための内部留保等を勘案し、株主サポーターへの還元を決定するという方針をとっております。売上高成長率を主要な経営指標であると認識し、その時々を経営成績、配当性向及び配当利回り等を勘案しながら決定いたします。

当社は、これらの取組みを鋭意発展させていくことにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保、向上に向けた更なる諸施策を実施してまいります。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1) 本更新の目的

本更新は、上記1.記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われるものです。

当社取締役会は、当社の株券等に対する大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために買収者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

なお、平成29年5月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりであり、同日現在、当社の発行済株式総数の21.3%は、当社取締役及びその関係者（以下「当社取締役等」といいます。詳細については、別紙1(注)3.をご参照ください。）11名によって保有されております。

しかしながら、当社の株主の分布状況は個人の株主を中心に広範にわたっており、上場会社である当社の株式には流動性があります。さらに、現時点において具体的に決定又は検討しているものではありませんが、今後の当社の中期経営計画にある本格的グローバル展開を鑑みますと、将来において当社の研究開発、販売や運営強化のための投資等のために、株式の新規発行等の手段により資本市場における資金調達を実施することも考えられ、このような資本市場における資金調達が行われた場合には、当社取締役等の持株比率が低下し当社の株式の流動性が増す可能性があります。

また、平成21年12月に、アジア・太平洋地域における気象の実用・実践を振興し、気象文化の向上に寄与することを目的として財団法人WNI気象文化創造センターが設立されたことにより（なお、同財団法人の理事会は学識経験者等を中心に構成されており、当社



から独立した意思決定が行われております。) 、当社取締役等の持株比率が低下しており、将来、当社取締役等の各々の事情からその保有する当社株式の譲渡等の処分等がなされることで、当社取締役等の持株比率の低下や株式の分散化が進んでいく可能性があります。これらの事情に鑑みると、今後、当社取締役等の持株比率が低下し、当社の株式の流動性が増していく可能性があります。さらに、昨今の株券等の大量取得行為に関連する事例等を勘案いたしますと、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益を毀損する当社の株券等の大量取得行為が行われる可能性も否定できないものと考えており、これに対する十分な備えが重要であると考えます。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本更新を決定いたしました。

なお、本日現在、当社は、当社の株券等の大量取得行為に関する具体的な提案を受けておりません。

## 2) 本プランの内容

本プランの内容は以下のとおりですが、本プランに関する手続の流れにつきましては、別添にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

### (1) 本プランの概要

#### ① 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等の買付等（下記(2)①において定義されます。）を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（詳細については、下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。）。

なお、買付者等は、本プランに係る手続の開始後、(i)取締役会検討期間（下記(2)③a.において定義されます。以下同じとします。）が終了するまでの間、又は、(ii)取締役会において株主意思確認手続（下記③において定義されます。）の実施が決議された場合には、同手続が完了するまでの間、買付等を開始することができないものとします。

#### ② 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合等、当社

の企業価値及び株主の皆様のご利益が著しく毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に記載するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点における全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てることがあります。

### ③ 取締役の恣意的判断を排するための株主意思確認手続、独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、取締役の恣意的判断を排するため、①株主意思確認総会における株主投票により株主の皆様のご意思を確認するか（以下「株主意思確認手続」といいます。）、②独立委員会規則（その概要については、別紙2「独立委員会規則の概要」をご参照ください。）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るか、のいずれかの手続を履践することとし、当社取締役会は、株主意思確認手続の結果、又は独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。また、いずれの場合においても適時適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本更新当初の独立委員会は、独立性の高い社外取締役2名、社外監査役2名及び社外の有識者1名の計5名により構成される予定です。委員の氏名及び略歴は、別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりです（独立委員会委員の選任基準、独立委員会の決議要件及び決議事項については、別紙2「独立委員会規則の概要」をご参照ください。）。

### ④ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使され、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社の議決権割合は一定程度希釈化される可能性があります。

## (2) 本プランに係る手続

### ① 対象となる買付等

本プランは、以下のa.若しくはb.に該当する行為、これに類似する行為又はこれらの提案（但し、当社取締役会が予め承認したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- a. 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付けその他の取得
- b. 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### ② 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

当社は、本プランに基づく買付説明書が提出された場合、その旨を速やかに情報開示します。

当社取締役会は、買付者等から受領した買付説明書に記載された情報では、当該買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると合理的に判断する場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、本必要情報として追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合には、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。

- 
1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
  3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
  4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。
  5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
  6. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
  7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。



- a. 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（それぞれの名称、事業内容、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績（法令違反を行ったり、法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）その他の経理の状況、並びに、買付者等のグループ内における相互の関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られませんが）の概略を含みます。）
- b. 買付等の目的、方法及び内容（買付等の適法性に関する専門家意見を含みます。）
- c. 買付等に係る買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や買付者等が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- d. 買付等に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- e. 買付者等及びそのグループによる当社の株券等の過去の売買状況の詳細
- f. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

8. 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

- g. 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- h. 買付等の後における当社の従業員、顧客、その他の当社利害関係者に対する処遇・取扱方針の具体的内容
- i. 支配権取得又は経営参加を買付等の目的とする場合には、買付等の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含まれます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- j. 純投資又は政策投資を買付等の目的とする場合には、買付等の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付等を行う場合には、その必要性
- k. 重要提案行為等<sup>9</sup>を行うことを買付等の目的とする場合、又は買付等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- l. 買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- m. 買付等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- n. 買付等に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- o. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

---

9. 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。

なお、当社取締役会は、買付者等が買付説明書を提出せずに買付等を開始した場合等、本プランに定められた手続を遵守せずに買付等を開始した場合において、株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかであるときには、引き続き買付説明書及び追加的に提供を求めた本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、取締役会検討期間を設定せずに、適宜期限を定めた上で、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。

### ③ 取締役会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・意見形成

#### a. 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会は、買付者等からの本必要情報（追加的に提供を要求した本必要情報も含まれます。）の提供が十分になされたと認めた場合には、最長60日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉及び意見形成のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）として設定します。なお、下記⑥に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問した場合において、独立委員会が取締役会検討期間内に⑥b.記載の勧告を行うに至らないこと、又は勧告に至ったがこれを受けて取締役会が検討を行う十分な期間がないこと等、当社取締役会が取締役会検討期間内に新株予約権の実施又は不実施の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、必要な範囲内で取締役会検討期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとし、再延長の期間は最長30日間とします。）。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について、適時適切に情報開示を行います。

買付者等は、下記⑥に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問した場合には、この取締役会検討期間の経過後においてのみ、買付等を開始することができるものとし、また、株主意思確認手続が実施される場合においては、同手続が完了した後においてのみ、買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間中に、買付者等の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該買付者等及び当該買付等の具体的内容並びに当該買付等が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討します。また、必要に応じて、買付者等との間で買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

b. 株主意思確認手続の選択又は独立委員会への諮問手続

当社取締役会は、取締役会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、株主意思確認手続を実施するか、又は、独立委員会に諮問するかについて決議するものとします。当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、買付者等が本プランに定められた手続を遵守せずに買付等を開始した場合において株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合、又は下記(3)②若しくは③のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合には、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。なお、当社取締役会が、取締役会検討期間中に、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがないと判断した場合には、当社取締役会は速やかに本新株予約権の無償割当ての不実施を決議するものとします。

c. 情報開示

当社取締役会は、買付者等から買付説明書が提出された事実、取締役会検討期間を設定した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち、取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

④ 従業員、顧客及び取引先からの意見聴取

当社取締役会は、上記③a.記載の取締役会検討期間において、当社の従業員、顧客及び取引先から、買付等に関する意見を聴取し、その意見を取りまとめ、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に与える影響を評価・検討します。当社取締役会は、当社の従業員、顧客及び取引先の意見の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑤ 株主意思確認手続

a. 株主意思確認手続の実施等

上記③b.に従い、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、買付者等が本プランに定められた手続を遵守せずに買付等を開始した場合において株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合、又は下記(3)②若しくは③のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施について、株主意思確認手続を実施するものとします。株主意思確認手続としては、当社の通常の株主総会に関する手続に準じて株主意思確認総会における株主投票（書面投票を含みます。）を実施します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合も

あります。

株主意思確認手続を行う場合又はその可能性がある場合には、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主の皆様を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、公告いたします。株主意思確認手続において投票権を行使することができる株主の皆様は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令及び証券保管振替機構による株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。また、株主意思確認総会における投票では、当社の通常の株主総会における特別決議に準じて賛否を決するものとします。

b. 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役会検討期間の終了の前後を問わず、株主意思確認手続が完了した場合には、株主意思確認手続の結果を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

c. 情報開示

当社取締役会は、株主意思確認手続を実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が株主意思確認手続を実施する旨を決議した事実及びその理由、株主意思確認手続の結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑥ 独立委員会の設置及び諮問等の手続

a. 独立委員会の設置

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、その概要を別紙2「独立委員会規則の概要」に記載する独立委員会規則に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することとします。本更新当初の独立委員会の委員の氏名及び略歴は別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりとなる予定です。

当社取締役会は、上記③b.に従い買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、買付者等が本プランに定められた手続を遵守せずに買付等を開始した場合において株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合、又は下記(3)②若しくは③のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合、独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問することがあり



ます。この場合には、独立委員会は、取締役会から買付者等の買付説明書及び買付者等から追加的に提出された本必要情報（もしあれば）の提供を受けるのみならず、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。但し、取締役会検討期間内に要求する場合には、当該期間内に限りま

す。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとします。また、独立委員会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

#### b. 独立委員会の勧告

上記③b.に従い当社取締役会が独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問した場合には、独立委員会は、取締役会検討期間終了までに、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(i)から(iv)までに定める勧告をした場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告を行った事実及びその概要その他の独立委員会が適切と判断する事項について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保、向上するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

##### (i) 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められる場合、具体的には買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当する、又は該当すると客観的合理的に疑われる事情が存すると判断し、かつ、本新株予約権

の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」⑥において定義されます。）の前日までの間、（本新株予約権の無償割当ての効力発生時前においては）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（本新株予約権の無償割当ての効力発生時以後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でないと認められることとなった場合

#### (ii)本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められない場合、具体的には買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は、該当するとしても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、取締役会検討期間の終了までに、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定めるいずれかに該当すると判断し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することについての新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

#### (iii)株主意思確認手続の実施を勧告する場合

独立委員会は、株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかであるとは認められない場合又は下記(3)②若しくは③のいずれかに該当することが客観的

に明らかであるとは認められない場合において、本新株予約権の無償割当ての実施につき株主意思を確認することが適切であると判断するときには、当社取締役会に対して、株主意思確認手続を実施することを勧告します。

(iv) 取締役会検討期間の延長を勧告する場合

独立委員会が、当初の取締役会検討期間の終了までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、その決議により、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（最長30日間（初日不算入））で、取締役会検討期間の延長を勧告することができるものとします（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。上記延長の決議に基づく勧告を最大限尊重して、当社取締役会により取締役会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

c. 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会による上記勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（株主意思確認手続の実施、本新株予約権の無償割当ての中止等を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

d. 情報開示

当社取締役会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する旨を決議した事実及びその理由、当社取締役会が独立委員会に代替案（もしあれば）を提示した事実（必要に応じて当該代替案の内容を含みます。）、独立委員会の勧告の内容、又は当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施等に関する決議を行った事実その他の情報のうち当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められる場合、具体的には、買付者等による買付等が以下のいずれかに該当する、又は、該当すると客観的に疑われる事情が存する場合で



あって、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、株主意思確認手続の結果又は独立委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会決議に基づき、本新株予約権の無償割当てを実施するものとします。

- ① 上記(2)「本プランに係る手続」に定める情報提供、取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 極めて狭い範囲でしか適用されないが、下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - a. 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - b. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - c. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - e. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- ③ 極めて狭い範囲でしか適用されないが、強圧的二段階買付（最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ④ 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
- ⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の気象市場を創造し続ける人材、当社の企業価値を共創する従業員、顧客、取引先等との信頼関係、及び継続的かつ安定的に提供しているサービスが毀損又は阻害されること等により、当社の企業価値及び株主

の皆様のご共同の利益を著しく毀損するおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する自己株式の数を控除します。）に相当する数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様に対し、その所有する当社株式（但し、同時点において当社の有する自己株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（かかる行使期間の初日を、以下「行使期間開始日」といいます。）とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

### ⑦ 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者<sup>10</sup>、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者<sup>11</sup>、(IV)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V)上記(I)から(IV)までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)から(V)までに該当する者の関連者<sup>12</sup> ((I)から(VI)までに該当する者を以下「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるとともに、非居住者の有する本新株予約権も、下記⑨のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

### ⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

- 
10. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。
  11. 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。
  12. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

- a. 当社は、上記(2)⑥b.(i)(イ)及び(ロ)の場合は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- b. 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に導入されるものとします。本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会における承認の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様の不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

(6) 法令の新設又は改廃による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成29年7月24日現在施行されている規定を前提と

しているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

#### 4. 株主の皆様等への影響

##### 1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

##### 2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、行使期間内に、金銭の払込みその他下記3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、当該手続を行わなかった株主の皆様の保有する当社株式に係る法的権利及び経済的価値が希釈化されることとなります。また、当社は、下記3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合には、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の経済的価値の希釈化は生じませんので、権利確定日以降に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権それ自体の譲渡には当社取締役会の承認を要することとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る権利確定日以降、本新株予約権の取得又は行使の結果として、株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意くだ



さい。

### 3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

#### (1) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含むものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、当社株式1株当たり、1円を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式が発行されることとなります。

#### (2) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

### 5. 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

#### 1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

#### 2) 本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、本プランが、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所が平成27年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所の買収防衛策の導入に係る諸規則を全て充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において議案としてお諮りする予定です。

また、上記3.2)(2)⑤「株主意思確認手続」記載のとおり、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、買付者等が本プランに定められた手続を遵守せずに関付等を開始した場合において株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合、又は上記3.2)(3)②若しくは③のいずれかに該当することが明らかである場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施についても株主意思確認手続を経ることとしており、株主の皆様の意思を確認することができます。

また、上記3.2)(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、当社株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記3.2)(2)「本プランに係る手続」記載のとおり、上記3.2)(2)⑤「株主意思確認手続」にて記載した株主意思確認手続を行う場合を除き、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値及び株主

の皆様の共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については情報開示をすることとされており、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する観点から本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.2)(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」記載のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動できないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 外部専門家等の意見の取得

買付者等が出現し、取締役会から諮問を受けた場合、独立委員会は、当社の費用で、外部専門家等の助言を受けることができますものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) 当社取締役の任期が1年であること

当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであることから、毎年を取締役の選任を通じて本プランについての株主の皆様の意思を反映することが可能となる仕組みを確保しているものといえます。

(7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.2)(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上



## 当社の大株主の状況

(平成29年5月31日現在)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 株	出 資 比 率 %
一般財団法人WNI気象文化創造センター	1,700,000	15.60
株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート	1,700,000	15.60
ウェザーニューズ社員サポーター持株会	399,500	3.67
株式会社三菱東京UFJ銀行	360,000	3.30
株式会社千葉銀行	360,000	3.30
石橋 忍子	353,800	3.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (ウェザーニューズ役員信託口)	328,700	3.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	214,800	1.97
日本生命保険相互会社	200,000	1.84
株式会社三井住友銀行	180,000	1.65
CREDIT SUISSE SECURITIES(EUROPE)LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	155,900	1.43
石橋 伸一	129,700	1.19

## 当社取締役の株式保有状況

(平成29年5月31日現在)

取締役名	当社への出資状況				
	持株数				出資比率 %
	個人名義 株	役員信託口 株	役員持株会 株	合計 株	
草開千仁	10,100	58,400	1,300	69,800	0.59
志賀康史	10,200	12,400	164	22,764	0.19
吉武正憲	5,000	5,700	90	10,790	0.09
安部大介	5,000	8,000	367	13,367	0.11
宮部二郎	10,100	51,800	341	62,241	0.53
村上憲郎	-	-	-	0	0.00
関誠夫	1,000	-	-	1,000	0.01
合計	41,400	136,300	2,262	179,962	1.52

当社の大株主の状況及び当社取締役の株式保有状況に関する注記

(注1) 当社は自己株式947,907株を保有しておりますが、上記には含めておりません。

(注2) 上記の信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式数が次のとおり含まれております。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）214,800株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（ウェザーニューズ役員信託口）328,700株

(注3) 本文中の「当社取締役等」は、上記において大株主として記載している株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート、石橋忍子、石橋伸一に、当社取締役として記載している草開千仁、志賀康史、吉武正憲、安部大介、宮部二郎、村上憲郎、関誠夫の7名、及び石橋知博（162,589株保有）を加えた11名をいいます。

以上

## 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会の諮問を受けた場合、当該諮問の内容に応じて、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定に当たっては、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保、向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  - ② 株主意思確認手続の実施
  - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ② 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ③ 買付者等との協議・交渉

- ④ 当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料等の提出の要求及びこれらの検討
  - ⑤ 取締役会検討期間の延長の決定
  - ⑥ 本プランの修正又は変更の承認
  - ⑦ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑧ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
  - ⑨ 上記①から⑧までについての当社取締役会を通じた情報開示
- ・ 独立委員会は、買付者等から当社取締役会に対して提出された買付説明書その他の情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対して追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
  - ・ 独立委員会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとする。
  - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
  - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

## 独立委員会委員略歴

本更新当初の独立委員会の委員は、以下の5名により構成される予定です。

関 誠夫（せき のぶお）

## 【略 歴】

昭和19年9月21日生

昭和45年3月 東京工業大学大学院修士課程修了

昭和45年4月 千代田化工建設株式会社入社

平成4年4月 米国千代田インターナショナル・コーポレーション副社長

平成9年6月 千代田化工建設株式会社取締役

平成10年6月 同社常務取締役

平成12年8月 同社代表取締役専務

平成13年4月 同社代表取締役社長

平成19年4月 同社取締役会長

平成21年4月 同社相談役

平成24年7月 同社顧問

平成26年8月 当社取締役（現任・独立役員）

（重要な兼職の状況）

帝人株式会社 取締役（社外）

亀田製菓株式会社 取締役（社外）

横河電機株式会社 取締役（社外）

辻野 晃一郎 (つじの こういちろう)

【略 歴】

昭和32年7月10日生

昭和59年3月 慶應義塾大学大学院工学研究科修士課程修了

昭和59年4月 ソニー株式会社入社

昭和63年6月 カリフォルニア工科大学大学院電気工学科修士課程修了

平成13年4月 ソニー株式会社ネットワークターミナルソリューションカンパニー プレジデント (後にホームストレージカンパニーに名称変更)

平成16年11月 ソニー株式会社コネクトカンパニー プレジデント

平成19年4月 グーグル執行役員 製品企画本部長

平成21年1月 グーグル日本法人代表取締役社長

平成23年3月 KLab株式会社社外取締役

平成24年4月 早稲田大学商学学術院客員教授

平成24年6月 株式会社AOI Pro.社外取締役

(重要な兼職の状況) アレックス株式会社 代表取締役社長兼CEO (現任)



## 木下 俊男（きのした としお）

## 【略 歴】

昭和24年4月12日生

昭和48年3月 東北大学理学部化学科卒

昭和55年1月 クーパースアンドライブランドジャパン（現PwCあらた有限責任監査法人）入所  
平成7年6月 米国クーパースアンドライブランド（現プライスウォーターハウスクーパース）  
ニューヨーク本部事務所全米統括パートナー

平成17年7月 中央青山監査法人東京事務所国際担当理事

平成19年7月 日本公認会計士協会専務理事

平成25年7月 同協会理事

平成26年8月 当社監査役（現任・独立役員）

（重要な兼職の状況） グローバルプロフェッショナルパートナーズ株式会社 代表取締役（現任）  
株式会社海外需要開拓支援機構 監査役（社外）（現任）  
パナソニック株式会社 監査役（社外）（現任）  
株式会社アサツーディ・ケイ 取締役（社外）（現任）  
デンカ株式会社 監査役（社外）（現任）  
株式会社タチエス 取締役（社外）（現任）  
株式会社みずほ銀行 取締役（社外）（現任）

## 升味 佐江子（ますみ さえこ）

## 【略 歴】

昭和31年4月25日生

昭和54年3月 早稲田大学法学部卒

昭和61年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

原後綜合法律事務所 入所

平成21年4月 最高裁判所司法研修所刑事弁護教官

平成26年4月 獨協大学法科大学院 客員教授

平成27年8月 当社監査役（現任・独立役員）

（重要な兼職の状況） 弁護士 仙石山法律事務所（現任）  
第二東京弁護士会副会長（現任）  
公益社団法人発達協会 理事（現任）  
公益社団法人自由人権協会 代表理事（現任）  
放送倫理・番組向上機構放送倫理検証委員会委員（現任）

六川 浩明（ろくがわ ひろあき）

【略 歴】

昭和38年6月10日生

昭和62年3月

一橋大学法学部卒

平成9年4月

弁護士登録（第一東京弁護士会）

平成9年4月

堀総合法律事務所

平成14年5月

Barack Ferrazzano法律事務所（シカゴ）

平成19年3月

東京青山・青木・狛Baker&McKenzie法律事務所

平成20年10月

高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校講師

平成21年4月

成城大学法学部講師

平成25年4月

東海大学大学院実務法学研究科教授

平成25年10月

早稲田大学文化構想学部講師

（重要な兼職の状況）

小笠原六川国際総合法律事務所（現任）

首都大学東京・産業技術大学院大学講師（現任）

株式会社船井財産コンサルタンツ（現：株式会社青山財産ネットワークス）社外監査役（現任）

株式会社夢真ホールディングス社外監査役（現任）

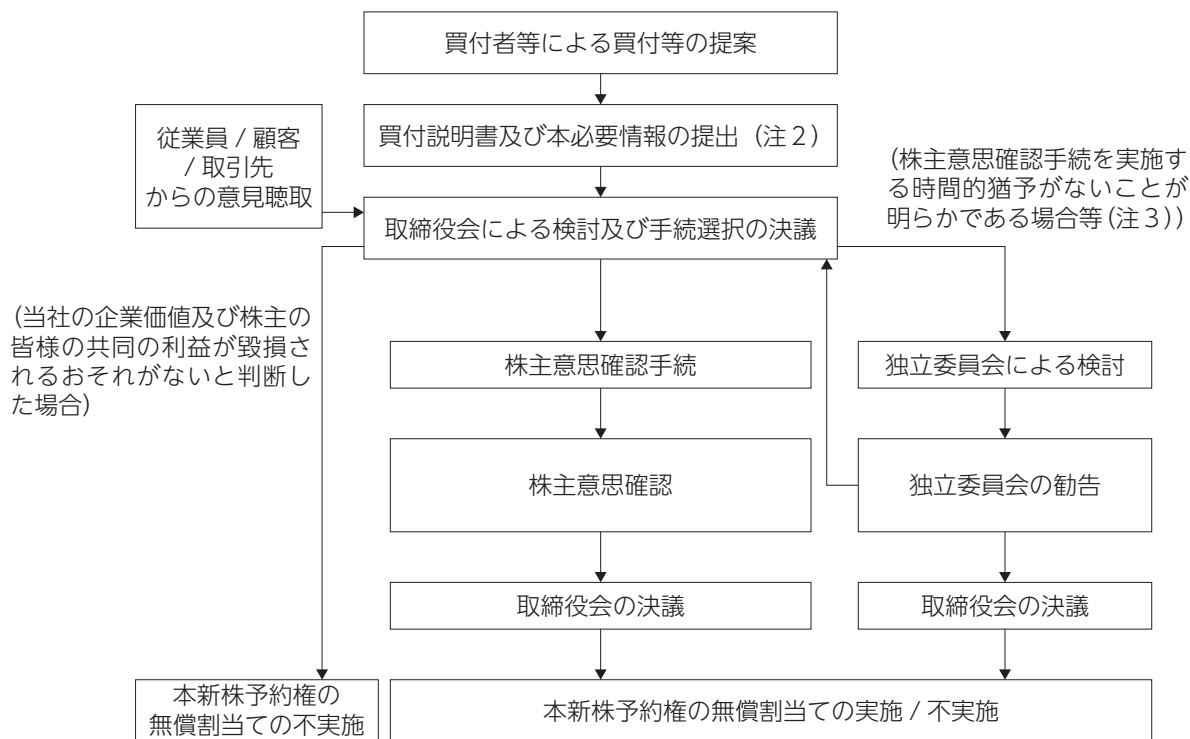
株式会社システムソフト社外監査役（現任）

株式会社医学生物学研究所 社外監査役（現任）

株式会社ツナグ・ソリューションズ 社外取締役（現任）

以 上

## フローチャート（注1）



(注1) 本フローチャートは本プランの概要を説明するものであるため、本プランの詳細については、必ず本文をご参照ください。

(注2) 買付者等が買付説明書を提出せずに買付等を開始した場合等、本プランに定められた手続を遵守せずに買付等を開始した場合において、株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、取締役会検討期間を設定せずに、適宜期限を定めた上で、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。

(注3) 株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合、及び本文3.2)(3)②又は③のいずれかに該当することが明らかである場合を含んでおります。

以上

# 事業報告

(自 平成28年6月1日)  
(至 平成29年5月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### ① 事業の状況

気象サービスの市場規模は全世界で6,000億円以上と想定されます。気象リスクへの関心の高まりとネット技術の発展によって、気象サービス市場は今後も成長を続けると当社は考えています。

当社では「75億人の情報交信台」という夢のもと、第1成長期（1986年6月から1995年5月）は「事業の成長性」、第2成長期（1995年6月から2004年5月）は「ビジネスモデルの多様性」、第3成長期（2004年6月から2012年5月）は「経営の健全性」をテーマとし、事業活動を行ってきました。当期は、「革新性」をテーマに掲げ本格的なグローバル展開を目指す第4成長期の5年目として、下記項目に取り組んできました。

#### <1> ビジネス展開

##### ・航海気象

船隊計画全体の最適化を推薦する船種毎のサービスや二酸化炭素排出量の規制導入に対応したサービス開発

##### ・航空気象

アジア新興国のエアラインを中心としたサービス展開の拡大及びヨーロッパにおけるマーケティングの開始

##### ・道路及び鉄道気象

国内サービスの強化やアジア新興国における運行規制基準策定の共創等

##### ・環境気象

フランスの気象会社Metnext SAS（現Weathernews France SAS）子会社化による環境気象の立ち上げの促進

##### ・BtoS（個人・分衆：Sはサポーターの意。サポーターに支えられているビジネス）

トランスプラットフォーム戦略による自社コンテンツ配信を行うプラットフォーム網の拡大

## <2> 投資状況

### ・設備投資

ビッグデータを活用したサービス開発の基礎となる蓄積データを効果的に解析できる基幹インフラ、独自衛星WNI SAT-1R及び新興国の観測網を整備する独自観測インフラ

### ・人材投資

アジア、ヨーロッパ展開を加速する各国のセールス・サービススタッフの強化及び全体的な価値創造と生産性の向上を実現するITスタッフの強化

### ・事業投資

フランスの気象会社Metnext SAS（現Weathernews France SAS）の子会社化

当期の連結売上高は14,542百万円と、前期比0.2%の増収となりました。BtoB市場の売上高は、航海気象が海運業界全体の荷動きの低下及び円高による為替影響を受けて伸び悩む一方、日本の陸上向けサービス市場である道路・鉄道気象が成長した結果、前期比2.5%増収の8,772百万円となりました。個人向けサービスであるBtoS市場の売上高は、放送局向けサービスが成長したものの、モバイル・インターネットでフィーチャーフォンの単独有料会員数の減少による影響を受け、前期比3.1%減収の5,769百万円となりました。

利益については、アジア展開に先立つ現地人材や生産性向上に向けた開発スタッフの積極採用、M&Aによる株式取得関連費用の発生及びグローバルビジネスに対応するシステム開発力の強化に向けた費用増加の影響もあり、営業利益は16.6%減益の2,824百万円、経常利益は11.9%減益の2,825百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は10.5%減益の1,965百万円となりました。

当連結会計年度における市場別売上高は以下のとおりです。

市場区分	前連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日) (百万円)			当連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日) (百万円)			増減率 (%)
	SRS	トールゲート	合計	SRS	トールゲート	合計	合計
交通気象	268	6,416	6,684	338	6,389	6,728	0.7
交通気象以外	102	1,771	1,873	144	1,899	2,044	9.1
BtoB市場	370	8,188	8,558	483	8,288	8,772	2.5
モバイル・インターネット	19	3,605	3,625	－	3,345	3,345	△7.7
その他メディア	302	2,024	2,327	307	2,117	2,424	4.1
BtoS市場	322	5,630	5,953	307	5,462	5,769	△3.1
合計	692	13,818	14,511	790	13,751	14,542	0.2

(注1) 交通気象には航海気象、航空気象、道路気象、鉄道気象及び海上気象が区分されております。

(注2) 当期に連結されたWeathernews France SASの売上高74百万円（連結対象期間：2017年1月～2017年3月）はBtoB市場「交通気象以外」に含まれております。

(参考) 地域別売上高

	前連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日) (百万円)			当連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日) (百万円)			増減率 (%)
	SRS	トールゲート	合計	SRS	トールゲート	合計	合計
日本	682	10,570	11,253	773	10,529	11,302	0.4
アジア・豪州	9	1,271	1,280	－	1,218	1,218	△4.9
欧州	－	1,550	1,550	16	1,601	1,618	4.4
米州	－	426	426	－	402	402	△5.5
合計	692	13,818	14,511	790	13,751	14,542	0.2

(注) 当期に連結されたWeathernews France SASの売上高は上記金額にて欧州に含まれております。



当社は継続的にコンテンツを提供するトールゲート型ビジネスを主に展開しています。一方、将来のトールゲート売上につながる一時的な調査やシステムを販売する機会があり、当社はこれらをSRS (Stage Requirement Settings) と称しています。

#### <BtoB (企業・法人) 市場>

BtoB市場においては、社会のインフラとして企業のニーズが高く、かつグローバルな成長が見込まれる交通気象（航海気象、航空気象、道路気象、鉄道気象、海上気象）を重点事業と位置づけております。

当社サービスの原点である海運会社向け航海気象では、安全性を向上すると同時に燃料消費量を抑え、運航効率を改善するOSR (Optimum Ship Routeing) をコンテナ船、自動車船、ばら積み船及びタンカー向けに展開しています。当期は、新規受注はあったものの、海運業界全体の荷動きの低下に加え、円高による為替影響を受けたことにより減収となりました。

一方、道路気象では、高速道路管理市場が順調に拡大しました。鉄道気象では、国内で運転規制情報を補助的に鉄道乗務員に伝える「通告サポート」の採用が拡大しました。海上気象では、港湾管理のほか内航船向けの動静管理サービスが拡大しました。

これらの結果、交通気象の売上高は前期比0.7%の増収となり、BtoB市場全体の売上高は、前期比2.5%増収の8,772百万円となりました。

#### <BtoS (個人・分衆) 市場>

BtoS市場においては、モバイル・インターネットでは、スマートフォンの伸びに比べてフィーチャーフォンの単独有料会員数の減少による影響を受け、前期比7.7%の減収となりました。一方、放送局向けでは、新規顧客を獲得したことやカスタマー派遣サービスが市場のニーズを捉えて成長したことにより、BtoS市場全体では前期比3.1%減収の5,769百万円となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額（有形固定資産及び無形固定資産）は684百万円（前期673百万円）となりました。

当連結会計年度の設備投資の主な内容は、価値創造サービスを実現するためのインフラへの投資、IT開発及び事業継続のための更新投資などです。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの所要資金は自己資金にて対応しました。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
当社は、平成29年1月16日付で、Metnext SAS(現Weathernews France SAS)の発行済株式の100%(3,607,059株)を4,300千EURで取得し、同社を特定子会社化いたしました。

#### ⑧ 対処すべき課題

当社グループの基本コンセプトは、気象から気候変動、環境に関するあらゆるコンテンツを官営サービスに依存することなく、自らが主体的にデータを収集し配信する「フルサービス・ウェザーカンパニー」となることです。これに加え、およそ気象が有意義なコンテンツとなりうるあらゆる分野においてサービスを提供することができる「Full Services (フルサービスズ)」となり、多くの新しい市場とサービスの立ち上げを目指しています。当社グループが実現すべきミッションは以下の5つであると捉えております。

- 1) 全世界75億人の一人ひとりとともに、最多、最速、最新の気象コンテンツサービスを創造・提供する世界最強・最大の「気象コンテンツ・メーカー」になること。
- 2) 気象コンテンツ市場のフロントランナーとして、独創的に新たな市場を創造しながら、「サポーター価値創造」と企業価値の最大化を実現すること。
- 3) サポーター（個人、企業）が感測、予報、配信に参加する世界初の双方向型の気象情報交信ネットワークを本格的に軌道に乗せ、従来の気象のあり方を革新的に変えること。
- 4) 気象をベースに、気候変動、そして環境問題まで領域を広げ、サポーター（個人、企業）とともに、新たな価値創造（ことづくり）を、実現すること。
- 5) 常識にとらわれない革新的なインフラを積極的に開発し、利用することで従来にないコンテンツをサポーターに提供すること。

#### ⑨ 中期ビジョン

当社は「75億人の情報交信台」という夢に向かって、第1成長期（1986年6月から1995年5月）は「事業の成長性」、第2成長期（1995年6月から2004年5月）は「ビジネスモデルの多様性」、第3成長期（2004年6月から2012年5月）は「経営の健全性」をテーマに掲げ、事業を展開してまいりました。第4成長期（2012年6月から2022年5月）は「革新性」をテーマに掲げ、サービスを本格的にグローバル展開することを目指します。

〔第4成長期のビジョン〕  
＜第4成長期の基本戦略＞

〔Service CompanyからService & Infra Company with the Supporterへ〕

当社には、RC（Risk Communication）サービスを組織的に運営すると同時に顧客とともに革新的なインフラを整備し、交通気象を中心としたビジネスを立ち上げてきた経験があります。この経験をもとにアジア、欧州、アメリカにおいて新たなグローバルビジネスを展開してまいります。

1) 注力する販売市場（Marketing）

＜交通気象＞

海の交通気象（航海気象）は国によるサービスが行われていない「公認民間市場（顕在化市場）」と言えます。当社は既にグローバル市場において航海気象サービスを展開しておりますが、サービス提供船は世界の外航船約20,000隻のうち30%程度です。第4成長期にはサービスの質を改善するとともに新サービスを開始し、10,000隻へのサービス展開を目指します。

次に、空の交通気象（航空気象）は、現在、すでに日本、アジアの一部のエアラインを中心にサービスを提供していますが、第4成長期では、アジア、欧州、アメリカにおいてサービスを拡大し、グローバルでシェアを高めていきます。

陸の交通気象（道路気象、鉄道気象）は、現在展開している日本でのサービスをより標準化・組織化することにより、高速道路と高速鉄道市場をターゲットにアジアからグローバルに展開していきます。

加えて、全世界的な自然エネルギー利活用へ向けた構造変革を受け、自然エネルギーに関して先進的に取り組んでいるヨーロッパの企業との積極的なコラボレーションを通じ、新たな環境気象の立ち上げを目指します。

＜モバイル・インターネット＞

WNI衛星や、WITHレーダーなどのObservation（観測）インフラだけでなく、サポーターとともに、Eye-servation（感測）インフラをグローバルに展開します。多様化する全てのプラットフォームに最適なコンテンツを提供するトランスプラットフォーム展開を通して、サポーターが参加し、交信するネットワーク型の気象及び分衆コンテンツサービスを創造し、有料サービスをグローバル展開します。

(各事業別の戦略)

事業分野	事業戦略
航海気象	・OSRのグローバル展開 第4成長期には10,000隻へ拡大 ・北極海航路などの新しい価値創造サービスの創出
航空気象	・アジアをはじめとしたグローバル市場への展開
道路気象	・日本での実績をもとに高速道路におけるサービスのグローバル展開
鉄道気象	・高速鉄道分野におけるサービスのグローバル展開
海上気象	・無常識インフラを利用した新たなサービスのグローバル展開
モバイル・インターネット	・多様化する全てのプラットフォームに最適なコンテンツを提供する トランスプラットフォーム展開 ・サポーター参加型、ネットワーク型コンテンツサービスのグローバル展開

## 2) サービス運営 (Service MarketingとInfra Marketing)

### <革新的なテクノロジーと「無常識」なインフラ開発・運営>

気象情報サービスのグローバル展開には、企業・個人サポーターのニーズに応える価値あるコンテンツサービスの創造が重要です。設備投資から始める従来型のアプローチではなく、顧客と一体となって進める「ことづくり」によるアプローチが有効と考えます。「ことづくり」とは社会の共感を得ながらサービスを事業化することであり、実際に対応策を必要としている人々と協力してサービスを設計し、運営を始めるという事業化プロセスが求められます。

オクラホマ大学など世界の研究機関、企業、サポーターと連携し、WNI衛星、WITHレーダーをはじめとする革新的なインフラ、AIやデータマイニング等のテクノロジーに積極的に投資しております。さらに、これらを24時間365日運営することで、ニーズに応じたコンテンツの創造を加速してまいります。

### <エリア展開>

アジア、欧州、アメリカの順に着手してまいります。それぞれ3～5年程度の時間をかけ、市場開拓とインフラ構築を進める計画です。

## ⑩ 次期の見通し

当社では、当期を含む3年間（2016年6月～2019年5月）を「革新性」をテーマに交通気象と環境気象のグローバル展開を目指す第4成長期のStage 2とし、グローバルビジネスの加速に向け、ビジネス及びインフラへの積極的投資を行う期間と位置づけています。

### <ビジネス展開>

#### 1) Total Fleet ManagementによるOSR6,000隻展開

6,000隻へのOSR提供を継続的に加速させると共に、従来の1航路毎に対して最適航路選定を提供するOSRから、全船隊の最適化までを推薦できるサービスを船種毎に開発を行い、航海計画をトータルでサポートするサービス体制を構築します。

#### 2) SKY & LAND Planningのグローバル展開

アジアのエリアマーケティングによりサービスを拡大させると共に、ヨーロッパでのマーケティングの開始とセールス体制の確立を行います。

#### 3) Environment Weatherの立ち上げ

全世界的な自然エネルギー利活用へ向けた構造変革を受け、自然エネルギーに関して先進的に取り組んでいるヨーロッパの企業との積極的なコラボレーションを通じ、新たな環境気象の立ち上げを目指します。

#### 4) BtoS プラットフォームに応じたビジネスモデルの確立

個人向けサービスではトランスプラットフォーム戦略を開始し、多様化する各プラットフォームに対し最適なコンテンツ配信を行い、より多くの人にウェザーニュースの情報を届け、参加してもらいます。また従来の有料会員向けの少額課金に加え、プラットフォームを活用した新たなビジネスモデルの確立を目指します。

### <投資計画>

上記のビジネス展開を実現するため、以下3点を中心とした積極的な投資を行います。

- 1) ビッグデータを効果的・効率的に処理する基幹インフラの見直し
- 2) 価値創造を高める気象観測インフラの整備
- 3) ビジネス展開を加速するコラボレーション（M&Aを含む）

併せて、ビジネス展開・投資を実効性を持って推進していくための人材の確保に向けた投資を継続的に行います。

こうした取り組みの結果として、2018年5月期は、売上高15,500百万円、営業利益2,300百万円、経常利益2,300百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,600百万円と見込んでいます。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 28 期 (平成26年5月期)	第 29 期 (平成27年5月期)	第 30 期 (平成28年5月期)	第 31 期 (平成29年5月期) 当連結会計年度
売 上 高 (百万円)	13,306	14,064	14,511	14,542
営 業 利 益 (百万円)	3,268	3,304	3,387	2,824
経 常 利 益 (百万円)	3,293	3,504	3,208	2,825
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,873	2,252	2,195	1,965
純 資 産 (百万円)	10,090	11,868	12,889	13,557
総 資 産 (百万円)	11,891	13,583	14,204	15,311
1 株 当 た り 純 資 産	928円63銭	1,081円93銭	1,173円78銭	1,235円32銭
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	172円56銭	207円19銭	201円57銭	180円39銭
自己(株主)資本利益率 (%)	19.9	20.6	17.9	15.0



### (3) 重要な親会社及び子会社等の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
WEATHERNEWS AMERICA INC.	81,644 米ドル	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS U.K. LTD.	272 英ポンド	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Benelux B.V.	180,000 ユーロ	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS RUS LLC.	12,000 千ロシアルーブル	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews France SAS	3,607,059 ユーロ	100.0%	総合気象情報サービス
AXANTEM SAS	2,041 ユーロ	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS AUSTRALIA PTY. LTD.	30 千豪ドル	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS HONG KONG LIMITED	1,594 千香港ドル	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Korea Inc.	653,000 千韓国ウォン	97.7%	総合気象情報サービス
Weathernews Shanghai Co, Ltd. 緯哲紐咨信息咨询(上海)有限公司	140,000 米ドル	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS TAIWAN LTD. 緯哲気象股份有限公司	10,000 千台湾ドル	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Nepal Pvt. Ltd.	45,000 千ネパールルピー	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews India Pvt. Ltd.	35,000 千インドルピー	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS SINGAPORE PTE. LTD.	620,002 シンガポールドル	100.0%	総合気象情報サービス

(注1) Weathernews France SASは、平成29年1月16日付で特定子会社化したものです。

(注2) AXANTEM SASの株式は、Weathernews France SASを通じての間接所有となっております。

### ③ 主要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHANGHAI XINGTUAN INFORMATION TECHNOLOGY CO.LTD 上海星团信息技术有限公司	1,000 千中国元	25.0%	総合気象情報サービス
Symphony Creative Solutions Pte. Ltd.	7,031,500 シンガポールドル	19.9%	自動車物流ソリューションサービス

### (4) 主要な事業内容

当社グループは、企業・自治体向けに気象予報に基づく対応策情報（問題解決型コンテンツ）を提供することに加えて、個人向けに多種多様な変化に富んだ気象・海象・地象・水象コンテンツを現在44の専門市場に対して提供しています。

BtoB市場においては、32の市場に向けて問題解決型のサービスを提供しています。航海気象、航空気象などの従来の市場に加えて、当期より「E（エネルギー気象）」「Store（商業気象）」「A（農業気象）」を環境気象と位置づけました。日本・欧州を中心に電力事業者や流通事業者、農業従事者などに対する新たなサービスメニューの開発に取り組みます。

BtoS市場においては、「Mobile」「MWS（My Weather Station）」「BRAND（放送気象）」をはじめとし、サービスに応じた企画・配信体制を組み、12の市場に向けて感動共有型のサービスを提供しています。

専門店が設置されている当社グループの44の事業

### ■SEA PLANNING

サービス名	内 容	対 象 市 場
VP (航海気象)	当社グループは、創業以来、海運各社の安全運航を支援してまいりました。顧客とともに事業のグローバル化を進め、現在では世界の外航船の約30%にサービスを提供しています。なかでも、安全だけでなく、効率的な燃料消費を支援するOSRサービスの利用が増加しています。当社は絶え間なくサービスを提供できるよう、日本を含むアジア、米国、欧州に拠点を設け、世界の船とコミュニケーションしています。	海運会社

P (石油気象)	洋上で行われる石油開発・生産活動への試掘から生産に至るまでの一貫したオペレーション上の安全とスケジュール管理のために、生産フィールドにおける気象情報を中心とした、安全かつ効率的な作業を可能とするサービスを提供しています。	石油会社
M (海上気象)	海上及び沿岸で活動する事業者向けに、各作業に対応したRC(リスクコミュニケーション)を通じ、安全で効率的な作業進行を支援します。日本近海にとどまらず、中国大陸棚、東南アジア、北海、カスピ海、サハリン沿岸など世界中の海域でサービスを提供しています。港湾管理にとどまらず、内航船へのサービスを拡大していきます。	石油会社、海上建設会社、海上土木作業会社、ケーブル敷設会社、パイプライン敷設会社、サルベージ会社、電力会社、地質調査会社、フェリー会社
Fish (水産気象)	海の資源を守るための国際ルールが確立し、漁業の手法にも効率性が求められています。水産気象では、安全航路の判断に加え、効率的に漁獲を得られる漁場を提案しています。	漁業・水産関係者

## ■SKY PLANNING

サービス名	内 容	対 象 市 場
SKY (航空気象)	大型民間航空機からヘリコプターまであらゆる航空事業者にとって「気象」は運航上重要な要素です。航空気象は特に飛行計画作成時、パイロットへのブリーフィング、その後の飛行監視の3つのシーンにおいて、乗客輸送、消防防災、薬剤散布、航空撮影など、お客様の業務における気象リスクに応じた対応策情報の提供とブリーフィングサービスを行っております。	エアライン、使用事業者、県警、消防関係機関

## ■LAND PLANNING

サービス名	内 容	対 象 市 場
RD (道路気象)	道路維持を行う企業や国、自治体の道路管理者に対して、雪氷をはじめとした気象情報の提供により、道路の安全性の確保と効率的な作業を支援するサービスを提供します。	道路維持管理会社、国、地方自治体
R (鉄道気象)	鉄道事業者が、安全性を確保し定時運行を実現するためには、路線沿いの気象状況の変化及び最新情報を的確に得られることが重要です。過去の災害等の気象の関係を分析・解析し、沿線や規制区間ごとの最適な列車運行管理を支援します。	鉄道会社

サービス名	内 容	対 象 市 場
DIMINISH (防災気象)	気象現象によって引き起こされる自然災害は、人々の生活、インフラ、企業活動に大きな影響を与えます。防災業務を行う行政、団体、企業に対して、気象データの分析を基にした対応策、意思決定支援を行い、安全かつ効率的な防災業務を支援することによって、災害を軽減し、住民、関係者の安全に貢献します。	地方自治体、ユーティリティ企業をはじめとした防災機関
Move (輸送気象)	運送事業者の輸送効率の向上を目的に、最適かつ経済的な輸送ルート決定を支援し、輸送コストの増加を抑える対策を実施しています。	運送事業者
L (物流気象)	資源や材料の供給地から、それらの利用者までの物流過程を分析し、分析結果を顧客と共有することで中間在庫の最小化を支援します。洋上在庫と運航速度、気象リスクを分析し、物流在庫管理を支援します。	石油会社、ガス会社、鉱物資源会社、穀物商社
DAM (ダム気象)	ダムの目的である治水機能と利水機能を最大限に活かすために、ダム管理者が気象状況や河川環境条件に応じた適正な放流を実施する際に必要な気象情報を提供しています。さらに、過去の流出履歴と降雨現象の分析結果を基にしたダムの運用計画立案のためのコンテンツも提供しています。	ダム管理者
River (河川気象)	集中豪雨や台風で洪水の危険があるとき、河川管理者による洪水予警報作成や、流域の自治体や水防団・住民への警戒呼びかけを支援するサービスです。	河川管理者
Store (商業気象)	流通業界向けに、気象と消費者嗜好との関係を分析し、最適在庫管理を支援しています。商品の販売特性を分析し、これに詳細な気象情報を有機的に結びつけ、生産計画から店頭販売までのプロセスで、ウェザーマーケティングをタイムリーに展開し、お客様のチャンスロス、廃棄ロス等の軽減を支援しています。	コンビニエンスストア、GMS、食品スーパー、アパレルメーカー、外食産業
Event (イベント気象)	花火大会やお祭り・コンサートなど、屋外でのイベント主催者に対し、開催可否の判断をする際に必要な気象情報を提供しています。	イベント主催者
DCDS (動気象)	天候不順による業績不振など、企業において気象は共通した経営リスク要因のひとつとして捉えられています。このリスクを回避・軽減するためには、よりきめ細かく正確なプロによる気候統計情報及び分析に基づく対策が必要となります。当社グループでは、豊富な過去データ（気候観測・気候統計データ）、現在データ（リアルタイム観測データ）、未来データ（長期予報見解データ）をひとつの動気象データとして提供することで、各事業者は短期・長期の両面における気象による収益変動リスクを把握でき、かつ気象リスクに対するヘッジの必要性の把握と最適化が可能となります。	金融機関など

サービス名	内 容	対 象 市 場
E (エネルギー気象)	気温などに影響を受ける需要想定最適化を目的とした電力、ガス会社のリアルタイムでの供給計画を支援します。また風力、太陽光やダムなど自然エネルギーによる発電量の予測をリアルタイムで支援します。さらに発電、送配電設備の保守管理を気象、災害リスク面からサポートします。	電気事業者、ガス事業者、再生可能エネルギー事業者
FOM (工場気象)	工場を運営管理する事業者にとって、気象条件は大きな要素と言えます。工場の運営管理を安全で計画的に行うために、工場管理者は、気象状況を的確に捉え、状況に応じた正確な判断を行っていく必要があります。工場気象では、落雷・大雨・大雪・低温・強風等、様々な気象リスクに対し、工場操業への影響を予測し、支援情報として提供することで、お客様が最適に工場を稼働していくためのサポートをいたします。	工場、工場運営管理事業者
COM (通信気象)	通信インフラ運営管理会社においては、災害などによるダウンタイムを軽減するために、常時その監視・保守・復旧が必須となっております。通信気象では、気象と気象リスクの情報を提供して事前の対策を支援するとともに、事後の復旧のための情報をリアルタイムで提供しています。	通信事業者、衛星通信事業者、通信インフラ運営管理会社
A (農業気象)	農業気象では、農産物の生育そのものに関わる気象リスクや、農作業を行ううえでの様々な気象リスクを回避し、農産物の品質と収量の向上のための気象情報を提供しています。農作物の生育と気象との関係は農作物の種類によって異なるため、それぞれの農作物の生育と農作業に最適なサービスを提供しています。	農業関係者
C (建設気象)	ビルや住宅などを手掛ける建設事業者に対して、安全かつ効率的な作業工程を実現するため、気象的視点から、対象現場に対するピンポイントの気象予測及び種々の作業のスケジュール、閾値を加味した対応策を提供しています。	建設事業者
F (施設気象)	施設気象は、施設管理者が利用者の安全と快適性を確保するために必要な気象情報を提供するサービスです。	ビル・施設管理者
YWS (コミュニティ気象)	YWS (Your Weather Station) は、生活者自身が職場や地域で生活気象情報発信台となり、天気と上手につき合っていくための支援をするサービスです。	学校、病院、自治会等
Q (地象)	国内外の地象機関と連携し、世界の地震、火山、津波の情報をリアルタイムにわかりやすく伝達することで、地象による災害の減災の可能性を追求します。	企業、個人

サービス名	内 容	対 象 市 場
AQ (大気気象)	花粉、黄砂、火山灰をはじめとする自然現象を起因とするものから、光化学スモッグやアスベスト（石綿）などの人工的なものまで、空気・大気汚染の原因となる事象は数多く存在し、様々な影響をもたらしています。大気気象では、空気・大気汚染の原因となる様々な事象を企業・個人サポーターと観測し、安全・安心な企業活動や日常生活を送れるようなコンテンツをともに創造します。	企業、個人
BY (スマート生活気象)	再生可能エネルギーを効率的・安定的に利用するための情報提供や、また、その仕組みを最適に運用管理する際の支援を行います。	住宅メーカー等
MIP (保険気象)	気候変動による甚大な気象災害の多発により、保険会社にとって保険加入者に対する日々のリスクの低減をサポートすることも重要なテーマとなっています。保険気象では、保険会社が対象とする産業分野、個人に対し、各種サービスメニューを通じ、いざという時の備えをより確実な形へとサポートします。	保険会社

## ■ SPORTS PLANNING

サービス名	内 容	対 象 市 場
Sports Festival (スポーツ祭典気象)	2015年に開催されたラグビーワールドカップのサポート経験を活かし、スポーツ大会の運営支援、及びスポーツ選手やスポーツチームのスケジュール策定、戦略立案を支援します。	スポーツ大会運営者、スポーツ選手、スポーツチーム、分衆
Football (サッカー気象)	サッカーに関わる全ての人に対し、試合開催判断はもちろん、ピッチ選択による作戦組み立てのサポートや観戦に適した服装の選択など、より楽しんでサッカーに参加できるコンテンツを提供しています。	個人・分衆
Mt. (登山気象)	山に登っている人、これから山に登ろうとしている人、山の周辺に住んでいる人など、山に関わる全ての人びとが、山の情報を共有・交換できる「利用者参加型」の場を創造しています。	個人・分衆
MS (モータースポーツ気象)	レース参加者が気象情報を活用して戦略的にレースに挑めるようサポートし、観戦者がより安全・快適にレースを楽しむよう、レースを運営する主催者にもコンテンツを提供します。	個人・分衆、レース関係者
SSS (スカイスポーツ気象)	ハンググライダーや熱気球などのスカイスポーツを楽しむ専門コンテンツの提供はもちろん、ありのままの空を感じ楽しむ「ソラヨミ」を行うための場を創造しています。	個人・分衆
CAP (ボート気象)	ボートに集うサポーターとともに、海や川、そして湖などの自然を楽しみ、天気の変化から自分と仲間の命を守るための情報を共有しながら、天気を読む力を身につけていく場を提供しています。	個人・分衆



## ■LIVING PLANNING

サービス名	内 容	対 象 市 場
Mobile (モバイル)	他社に先駆けて1999年に携帯コンテンツサービスを開始して以来、先進的なテクノロジーと豊富なコンテンツにより、日本でもっともアクセス数の多いサイトのひとつとして、サポーターから支持されています。ウェザーリポーターのネットワークをグローバル展開しております。	個人・分衆
MWS (My Weather Station)	My Weather Station、「全ての気象情報がここにある」をキャッチフレーズに、個人向け本格的気象コンテンツサイトを実現させるため、各種気象情報を専門にした「Ch（チャンネル）」を立ち上げ、最新のコンテンツをインターネット等を通じて24時間365日発信しています。また、Mobileと連動して、個人から専門家まで役に立ち、楽しめるコンテンツを交信できるサービスを提供しています。	個人・分衆
BRAND (放送気象)	サポーターは自分にとって一番好都合で便利なメディアを用いてコンテンツを受信するという考え方にに基づき、気象を軸とした生活情報と防災情報を企画、制作し、自社の媒体にとどまらず、テレビ、ラジオなど様々な媒体を通じて伝達しています。	テレビ・ラジオ局、ケーブルテレビ局、デジタル・ネットワーク事業者
T (トラベル気象)	旅行関連事業者にとって、気象情報はお客様の安全性、快適性を高めるためにとても重要な要素です。そのため通常の天気予報では得られないきめ細かく正確なプロの気象予測情報、そして気象データ分析を基にした対応策、意思決定支援が必要です。トラベル気象では旅行関連市場事業者に対して、最高の「安全」「快適」と「楽しさ」の実現のための支援をいたします。	旅行関連事業者、個人・分衆
H (健康気象)	気象は健康に影響を及ぼす要因のひとつと言われ、気温、湿度、風などの気象状況は、人間の体調に大きな変化を与えます。花粉症対策、気温の急激な変化による風邪、高温多湿による熱中症など、身体に悪い影響を与える気象状況の一方で、気象状況を見極めうまく活用することで夏バテの防止や快眠を得ることも可能です。これら健康に影響を与える様々な気象要因を解明するため、健康気象では、気象と健康に関する分析・予測に取り組んでいます。	個人・分衆

サービス名	内 容	対 象 市 場
DORI (董理気象)	全ての人たちが、自分で自分や周りの人のための天気予報ができる世界を創るため、ソラヨミ（ありのままの空を感じ楽しむ）による一人ひとりの気象リテラシー向上、材料としての観測・感測データの共有、「予報志道場」による自前天気予報体験など様々なラインナップを用意しています。	個人・分衆、公共機関
Flo (植物気象)	植物の成長と気象の関係の分析に加え、サポーターから寄せられる感測情報を基に生活を楽しむコンテンツを創造します。	個人・分衆
Farm (栽培気象)	作物栽培における天気との付き合い方、育てる段階での「喜び」「感激」「教訓」などを発信しあうことにより、素晴らしい収穫の時を迎えられるようなコンテンツをサポーターと共創しています。	個人・分衆
GENSAI (減災)	過去の災害の記録をインターネットを通じて共有するなど、ネットワーク社会における新しい減災の枠組みを「Join & Share (参加して共有する)」というコンセプトで、サポーターとともに創造しています。	個人・分衆
STAR (星空気象)	星空がもたらす感動やロマンをコンテンツ化し、モバイルやインターネット、24時間生放送の気象番組「SOLiVE24」を通じて発信することによって、感動やロマンをサポーターと共有しています。	個人・分衆
Photo (写真気象)	毎日の空はもちろん、さくら・紫陽花・朝露・紅葉・イルミネーションなど様々な季節毎のコンテンツをラインナップし、サポーターの生活が写真を通じてより楽しくなる場を提供しています。	個人・分衆
SW (宇宙天気)	太陽活動と宇宙天気現象をモニターし、日々の生活をより楽しくより安全なものとするをサポートするだけでなく、私たちが魅了してやまない「オーロラ」をサポーターとともに知る場を提供しています。	個人・分衆

## (5) 主要な営業所

本 社：千葉市美浜区中瀬一丁目3番地 幕張テクノガーデン

主要販売拠点（面）：国内11拠点（面）、海外17拠点（面）

札幌	SSB	New York	SSB (アメリカ)
仙台	SSB	Sao Paulo	SSB (ブラジル)
東京	SSB	London	SSB (イギリス)
新潟	SSB	Aberdeen	SSB (イギリス)
金沢	SSB	Copenhagen	SSB (デンマーク)
名古屋	SSB	Moscow	SSB (ロシア)
大阪	SSB	Athens	SSB (ギリシャ) 【新】
広島	SSB	Paris	SSB (フランス) 【新】
高松	SSB	Sydney	SSB (オーストラリア)
福岡	SSB	Hong Kong	SSB (香港)
那覇	SSB	Seoul	SSB (韓国)
		Shanghai	SSB (中国)
		Taipei	SSB (台湾)
		Kathmandu	SSB (ネパール)
		Mumbai	SSB (インド)
		Singapore	SSB (シンガポール)
		Manila	SSB (フィリピン)

主要運営拠点（面）：7拠点（面）

Global Center	(本社)
Oklahoma	(アメリカ)
Amsterdam	(オランダ)
Copenhagen	(デンマーク)
Paris	(フランス) 【新】
Manila	(フィリピン)
Yangon	(ミャンマー)

その他海外事務所：3拠点（面）

Jakarta	SSB (インドネシア)
Hanoi	SSB (ベトナム)
Bangkok	SSB (タイ) 【新】

(注) SSBとは戦略的販売拠点（面）またはその準備段階となる駐在員事務所を意味しております。

## (6) 従業員の状況

### ① 当社グループ

地 域	従 業 員 数
日 本	694 (67) 名
米 州	65 (―)
欧 州	41 (―)
アジア・豪州	26 (―)
合 計	826 (67)

(注1) 従業員数は就業人数であります。

(注2) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員であります。上記のほか、派遣社員153名(前年比 20名増加)が従事しております。

(注3) 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた従業員数は記載しておりません。なお、上表では、参考情報として地域別の従業員数を記載しております。

(注4) 従業員数は前期比 62名増加しております。

### ② 当社

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
694 (67) 名	37.3歳	9.9年	5,548千円

(注1) 従業員数は就業人数であります。

(注2) 従業員数欄の(外書)は臨時従業員の平均雇用人員であります。臨時従業員には、上記のほか、派遣社員153名(前年比 20名増加)が従事しております。

(注3) 平均年間給与は、平均年俸額を表示しております。

## (7) 主要な借入先

Weathernews France SASは、HSBC France SAより38百万円を借り入れております。

(注) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約及び取引金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は以下のとおりであります。

	コミットメント ライン	当座貸越	計
借 入 枠 (百万円)	2,000	600	2,600
借入実行残高 (百万円)	―	―	―
差引：借入未実行残高 (百万円)	2,000	600	2,600

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 47,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,844,000株 (前期末比 増減なし)  
(注) 発行済株式の総数には、自己株式 947,907株が含まれております。
- ③ 株 主 数 9,225名 (前期末比 212名減少)
- ④ 大 株 主

氏名又は名称	所有株式数	持株比率
一般財団法人WNI気象文化創造センター	1,700,000株	15.60%
株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート	1,700,000株	15.60%
ウェザーニューズ社員サポーター持株会	399,500株	3.67%
株式会社三菱東京UFJ銀行	360,000株	3.30%
株式会社千葉銀行	360,000株	3.30%
石橋忍子	353,800株	3.25%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(ウェザーニューズ役員信託口)	328,700株	3.02%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	214,800株	1.97%
日本生命保険相互会社	200,000株	1.84%
株式会社三井住友銀行	180,000株	1.65%

(注1) 持株比率は、発行済株式の総数(自己株式を除く)に対する所有株式数の割合であります。

(注2) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(ウェザーニューズ役員信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。

(注3) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(ウェザーニューズ役員信託口)は、株式会社ウェザーニューズの役員及び執行役員が役員持株会を通して所有する株式数を含んでおります。

(注4) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成29年1月6日付で大量保有報告書に関する変更報告書の提出があり、平成28年12月26日現在で次のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。しかしながら、当期末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができま  
 んので、上記「大株主」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数	持株比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	360,000株	3.30%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	261,800株	2.40%
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	15,900株	0.15%
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	13,486株	0.12%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	54,600株	0.50%
計	—	705,786株	6.48%

⑤その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等に関する事項

当社が職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

① 当事業年度の末日において当社役員が保有する当社の新株予約権等の状況

	新株予約権の 個数	目的となる株式の種類 及び数	取締役（社外取締役を除く）		監査役（社外監査役を除く）	
			保有人数	個数	保有人数	個数
第7回 新株予約権	166個	普通株式 16,600株	4名	133個	1名	33個

(注) 第9回新株予約権は平成28年9月29日に取締役4名に対して94個割当てましたが、当事業年度における業績達成が未達であったため、平成29年6月30日に94個全て失効しました。

② 当事業年度中に当社使用人等に交付した当社の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。



### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役

(平成29年5月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長	草 開 千 仁	最高経営責任者	千葉工業大学理事
専務取締役	志 賀 康 史	最高販売責任者	
常務取締役	吉 武 正 憲	最高財務責任者	
取 締 役	安 部 大 介	最高運営責任者	
取 締 役	宮 部 二 朗	顧問	一般財団法人WN   気象文化創造センター代表理事
取 締 役	村 上 憲 郎	社外取締役	株式会社村上憲郎事務所 代表取締役 株式会社ブイキューブ 取締役 (社外) 一般社団法人野菜プラネット協会 理事長
取 締 役	関 誠 夫	社外取締役	帝人株式会社 取締役 (社外) 亀田製菓株式会社 取締役 (社外) 横河電機株式会社 取締役 (社外)
常勤監査役	戸 村 孝		
監 査 役	木 下 俊 男	社外監査役	グローバルプロフェッショナルパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社アサツデー・ケイ 取締役 (社外) 株式会社海外需要開拓支援機構 監査役 (社外) パナソニック株式会社 監査役 (社外) 株式会社みずほ銀行 取締役 (社外) 株式会社タチエス 取締役 (社外) デンカ株式会社 監査役 (社外)
監 査 役	升 味 佐 江 子	社外監査役	弁護士 仙石山法律事務所 第二東京弁護士会 副会長 公益社団法人発達協会 理事 公益社団法人自由人権協会 代表理事 放送倫理・番組向上機構放送倫理検証委員会 委員

- (注1) 常勤監査役戸村孝氏は大手鉄鋼会社において経理に関する実務・知見を深め、当社において株式上場準備、役員として経理・財務業務を管掌するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
- (注2) 監査役木下俊男氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
- (注3) 各社外取締役及び社外監査役並びにその兼職先と当社の間、社外取締役または社外監査役としての職務を遂行するうえで、支障または問題となる特別な利害関係はありません。
- (注4) 当社は、取締役村上憲郎氏及び取締役関誠夫氏並びに監査役木下俊男氏及び監査役升味佐江子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注5) 升味佐江子氏の戸籍上の氏名は齋藤佐江子であります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外役員及び監査役との間で、法令の定める限度まで役員の責任を限定する契約を締結しております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員	人数	固定報酬	業績連動報酬		支給総額
			賞与	ストックオプション	
取締役	7名	千円 123,798	千円 -	千円 -	千円 123,798
内、社外取締役	2	16,800	-	-	16,800
監査役	3	37,740	-	-	37,740
内、社外監査役	2	14,340	-	-	14,340
合計	10	161,538	-	-	161,538

- (注1) 株主総会の決議による取締役に対する報酬は固定報酬と賞与とストックオプションによって構成されており、固定報酬と賞与の合計の報酬限度額は年額500百万円（平成21年8月定時株主総会決議）、ストックオプションの報酬限度額は年額200百万円（平成26年8月定時株主総会決議）であります。
- (注2) 株主総会の決議による監査役に対する報酬限度額は年額100百万円であります。（平成21年8月定時株主総会決議）

## ④ 取締役及び監査役の報酬等の額の決定方法

## (取締役)

当社の取締役の報酬は、固定報酬（定期同額給与）と業績連動報酬から構成しております。固定報酬は求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役職別に基準額を定めております。業績連動報酬につきましては親会社株主に帰属する当期純利益の増加率に応じた金銭による報酬及び株式報酬型ストックオプションを支給しております。なお、取締役（顧問）は非業務執行取締役であり、また社外取締役は業務執行から独立した立場であるため、業績連動報酬は適用せず、固定報酬のみの支給としております。役員報酬決定の手続については、取締役会は、株主総会で承認を得た報酬限度額の範囲内で、社外取締役・社外監査役を含む報酬委員会の答申を参考に決議しております。

## (監査役)

常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各監査役に係る固定報酬の額を監査役の協議により決定することとしております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

## 1) 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、「2.会社の状況に関する事項（3）会社役員に関する事項 ①取締役及び監査役」に記載のとおりであります。

## 2) 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	村上 憲 郎	同氏は、当期に開催された取締役会15回のうち11回に出席し、企業経営者としての知見・経験及びBtoS事業における豊富なキャリアと高い見識を踏まえ、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言を行っております。
取締役	関 誠 夫	同氏は、当期に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、企業経営者としての知見・経験やグローバルな事業展開における豊富なキャリアに基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	木下俊男	同氏は、当期に開催された取締役会15回のうち14回に、監査役会15回のうち14回に出席し、公認会計士としての豊富な経験、グローバルな会計・監査業務における広い知見及び経営に関する高い見識を踏まえ、社外監査役として中立かつ客観的観点から、有用な発言を行っております。
監査役	升味佐江子	同氏は、当期に開催された取締役会15回のうち13回に、監査役会15回のうち14回に出席し、弁護士として培ってきた知識・経験や公益法人運営における広い見識を踏まえ、社外監査役として中立かつ客観的観点から、有用な発言を行っております。

## ⑥ 執行役員

平成29年7月24日現在の執行役員の氏名、役位及び担当は次のとおりであります。

役位	氏名	担当
* 社長 執行役員	草開千仁	最高経営責任者
* 専務 執行役員	志賀康史	最高販売責任者(日本・アジア)
* 常務 執行役員	吉武正憲	最高財務責任者
* 執行役員	安部大介	最高運営責任者
* 執行役員	岩佐秀徳	最高販売責任者(ヨーロッパ・アメリカ)
執行役員	山本雅也	最高技術責任者
執行役員	小縣充洋	環境気象事業販売主責任者
執行役員	石橋知博	BtoS事業販売主責任者
執行役員	Thomas Skov	ヨーロッパ販売主責任者
執行役員	有賀哲夫	運営主責任者
執行役員	森田清輝	BtoS事業運営主責任者

(注1) \* 印は取締役と兼務する予定の者であります。

(注2) 小縣充洋氏は平成29年7月24日付で執行役員に選任されております。

## (4) 会計監査人の状況

### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

### ② 報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	42,800千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2,340千円
合 計	45,140千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	45,140千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

監査役会は、適正かつ効率的な監査を実現するために、監査計画の内容、従前の職務執行状況、及び必要な監査日数や人員数等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が決定されたものであることを確認し監査報酬に同意をしております。

### ③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務報告に係る内部統制に関する助言業務等の対価を支払っております。

#### ④ 子会社の監査

内部統制の観点により、下記の連結子会社は、当該国の法規定の有無にかかわらず、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

法定監査	任意監査等
WEATHERNEWS U.K. LTD. Weathernews France SAS AXANTEM SAS WEATHERNEWS HONG KONG LIMITED Weathernews Shanghai Co, Ltd. Weathernews Nepal Pvt. Ltd. Weathernews India Pvt. Ltd. WEATHERNEWS SINGAPORE PTE. LTD.	WEATHERNEWS AMERICA INC. Weathernews Benelux B.V. WEATHERNEWS RUS LLC. Weathernews Korea Inc. WEATHERNEWS TAIWAN LTD.

(注) 法定監査は、会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限っております。

#### ⑤ 会計監査人の選解任等の方針

##### 1) 会計監査人の選任または再任の方針

当社における会社経理と会計監査の関係は、財務報告において、事業実態を適切に表し、また客観性を担保するための共創と考えております。同時に、相互に業務の適正を維持するため、関与する法人または業務執行社員を定期的に見直すこととしております。

監査役会は、会計監査人を選任する場合、その適格性、当社との共創に対する取組み姿勢等を確認のうえ、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。会計監査人を再任する場合、上記のほか、監査計画や監査実施状況の相当性等を確認のうえ、解任または不再任の必要がない旨を決定します。

##### 2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。



## (5) 業務の適正を確保するための体制

### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、自らが市場に対して開かれた会社であるという深い自覚を持ち、株主をはじめ、お客様、役員・従業員などを含むあらゆる人々との情報交信を通じ、当社の「サポーター価値創造」を、社員全員の力で実現することを経営理念としており、中長期的な企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、社会的責任を果たし、かつ持続的な成長、発展を遂げていくことが重要であると認識しております。

Transparency（透明性）という当社の企業理念の下、法律に規定される情報開示にとどまらず、自ら企業理念・文化・経営戦略・ビジネスモデル・将来の価値創造に向けたビジョン等を積極的に開示し、当社の企業価値を巡る根源的な考え方を示すことで、サポーターとの相互信頼を醸成し、中長期的な企業価値の向上の共創を目指しております。

当社は、株主、お客様に対してはもとより、社内においても「真理の前には社長たりともひざまずけ」の方針のもと、必要な情報は誰にでも与えられ、いかなることもオープンに議論でき、またそのプロセスを明確にする会社文化を持ち、これを『情報民主主義』文化として育てております。また、常に変化し続ける市場環境に対応するため、経営の理念として『AAC (Aggressively Adaptable Company)』を志向し、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させ、公正な企業活動の推進を図っております。

このふたつの方針のもと、運用指針としては、当社の役員・従業員一人ひとりが起業家精神を持ち続けることを何よりも大切とし、「自立なきところに自律なし」を管理・運営システムの根幹に位置づけております。また、「相互信頼の文化」のもと、自律分散統合型企業を目指して、間接情報に偏重することなく、一人ひとりの「目による管理」の重要性を自覚しております。

また経営の組織体制は、SHOP制（サービス企画・運営・開拓部門）を軸として、SSI制（共同利用インフラ運営・開発部門）、SES制（直営販売部門）の三者より組成し、これらの各部門が最大に機能を発揮するとともに、相互に啓発する中で、チェック・アンド・バランスを働かせております。

さらに、事業遂行にあたっては、SMART（Service Menu Affirmative Review and Tollgating）月間や、AAC（Aggressively Adaptable Company）会、SSM（Speed & Scope Merit）会などの各種会議体を通じて、会社のビジョン・経営方針を、業務遂行に係る役員・従業員全員で共有しベクトルの合致を図り、経営課題に対する意思決定、適切履行及び経営の合理化・効率化を推進しております。また、手続きではなく手順（プロセス）を

重んじ、形式主義に陥ることを戒める一方で、暗黙知としての会社文化が日々新たに生まれてくるものであることを理解し、社内的に公知・公認された会社文化、知恵・情報等を、常に社内報やイントラネットなどの手段を通じて、文字や図解、映像や音声化して共有する形式知文化を尊ぶことにより、全員参加型の経営と社内ルール・法令遵守の実現を図っております。また、スコアリング委員会を設け、事業計画の遂行・進捗状況を定量的・定性的に把握するとともに、内部統制の視点からも社内ルール・法令遵守の状況を相互確認しております。

以上のシステムを担う、個々の役員・従業員の業績に対する評価は、一人ひとりが、「MMCL (My & My Colleague Leader=私は私と私の仲間のリーダー (自らが行動を見せることにより仲間をリードしていく起業家))」の精神に基づき、(大) 事業方針にそって各人が (小) 目標・課題・問題点などを定め、これらを「有言」し、テーマを共有化することをこの評価システムの基本としております。3ヶ月毎に役員・従業員により開催されるMME (Matrix Management Evaluation) にて、客観的な市場の目による評価に基づき、全社の目による管理・確認を行っております。また、有言・実行に際しては未達成でも評価され、単なる「結果主義」に陥ることなく「プロセスも同様に評価する」と考える透明性、納得性の高い業績評価システムを運営しております。

#### 1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の構築にあたり、「経営の実効性と公正性・透明性」を重視しております。当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、法的に監査権を有する監査役が公正性と独立の立場から、取締役の職務執行を監査し経営の監督機能の充実を図る体制が、経営の実効性と公正性・透明性を確保し、当社の健全で持続的な成長に有効であると判断し、監査役会設置会社制度を採用しております。

#### 2) 取締役会と執行役員制

この監査役会設置会社制度の下で、取締役が経営者としての職務の執行・監督を効果的・効率的に行うために執行役員制を採用し、執行役員に業務執行の権限を委譲したうえで、取締役(会)が執行役員の業務執行を監督します。なお、事業年度ごとの業績目標に対する取締役の経営責任を明確にするため、全取締役の任期を1年としております。

また、社会環境・ビジネス環境の変化をいち早く察知し、社会的に公正な企業活動を推進するために、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させることが重要と考え、経営に対する経験・知見豊かな社外取締役を積極的に経営に参画させるとともに、専門性に優れた社外監査役による中立かつ客観的な監査により、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってお

ります（取締役7名、監査役3名のうち、社外取締役2名、社外監査役2名）。なお、経営陣の最適な人選、適正な報酬は、経営上重要であるとの考えから、取締役会は社外取締役・社外監査役を含む取締役会の諮問機関である指名委員会・報酬委員会の答申を参考に決議しております。

## ② 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、平成29年7月12日の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下のとおり決議しました。

### 1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)

- a. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催する。
- b. 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。
- c. 業務執行の法令などへの適合を確保するため、取締役会、EM(Executive Meeting)会、SSM会及びその他の重要な会議にて、業務執行取締役、執行役員及び各リーダーより、グループ全体の業務執行に係る重要な情報の事前報告を行い、法令違反の未然防止に努めるとともに、法令違反のおそれがある行為・事実を認知した場合、法令違反の防止などの必要な措置を講じる。
- d. 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行う。
- e. 当社グループは、役員・従業員が利用できるコンプライアンス報告・相談ルート「WNIヘルプライン」を複数設置・運用し、通報者の保護に必要な措置を講じる。

### 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- a. 株主総会、取締役会の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
- b. 経営及び業務執行に関する重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理する。

### 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- a. 「WNI決裁基準」により、当社の取締役会、EM会、SSM会での決裁事項及びグループ会社での決裁事項を定める。

- b. 取締役会、EM会、SSM会及びその他の重要な会議にて、業務執行取締役、執行役員及び各リーダーより、グループ全体の業務執行に係る重要な情報の報告を定期的に行う。
- c. 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクへの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施する。
- d. 危機管理を所掌する組織として、コンティンジェンシー・プランニング委員会を必要に応じ招集し、グループ全体のリスク管理の基本方針を明らかにするとともに、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進める。

#### 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- a. 取締役会は、経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、法令及び定款に定められた事項を決議し、重要な業務の執行状況につき報告を受け、監督する。取締役が経営者としての職務の執行・監督をより効果的・効率的に行うために執行役員制を採用する。
- b. EM会でグループ全体の取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「WNI決裁基準」に定められた重要な事項の確認を行う。
- c. 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
- d. 当社グループは、毎年5月及び11月にDEViCo Week (Dream Enthusiasm Vision Concept and Commitment) を開催し、グループ全体としての最適な事業計画を策定する。

#### 5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- a. グループ全体の業務執行に関する方針・行動基準となる「幕張天気街憲章」を定め、社内イントラネットなどを通じて全従業員の閲覧に供するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施する。
- b. 内部監査部門である内部監査室が、各部門における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施する。

#### 6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- a. 当社グループはSHOP制のもと、当社の取締役及び執行役員が、取締役会及びEM会を通じて、グループ全体の重要事項の決定及び子会社の業務執行の監督を行う。
- b. 子会社の管理に関しては、各々の業務及び子会社を統括する取締役及び執行役員が、子会社の役員・従業員に業務運営方針などを周知・徹底することにより、グループ全体の業務執行の効率性及び業務の適正を確保する。社長室は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業内容を的確に把握するため、必要に応じて報告を求める。
- c. 当社では、取締役会を原則として月1回、EM会を原則として週1回開催し、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況を「WNI決裁基準」に基づき、適切に付議・報告する。

#### 7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

- a. 監査役の職務を専属的に補助する部署として監査役室を設置する。

#### 8) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第2号及び第3号)

- a. 監査役室所属の従業員に対する日常業務の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない。
- b. 監査役室所属の従業員の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないこととする。

#### 9) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第4号及び第5号)

- a. 当社グループの役員及び従業員が監査役に報告すべき事項及び報告の方法を定める。
- b. 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び従業員に報告を求めることができる。
- c. 「WNIヘルプライン」の担当部署は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- d. 「WNIヘルプライン」の利用を含む監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講じる。



10) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

- a. 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用などは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、「WNI決裁基準」に基づき速やかに処理する。

11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- a. 監査役が、取締役及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室及び会計監査人とそれぞれ定期的にかつ必要に応じ意見交換を実施できる体制とする。
- b. グループ監査体制を実効的に行うために、監査役が子会社取締役・監査役と定期的に意見交換を実施するとともに、当該国の法規定の有無にかかわらず、全ての子会社でグローバルなネットワークを有する会計監査人と契約する。

12) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- a. 当社は、経営理念において、「社会貢献する全球郷土人」として、「自然と共存する豊かな人間社会に貢献することを自らの使命と考え、行動する」ことを目指している。この精神に則り、「全球郷土人」としての社会的責任を全うするため、当社グループは反社会的勢力などとの一切の関係を持たないこととする。
- b. 万一、反社会的勢力からの関係を強要された場合には、法務部門を中心に顧問弁護士、警察などと連携を図り、毅然とした態度で対応する。

③ 第31期事業年度における内部統制システムの運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しており、第31期における当該システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

1) 内部統制システムの全般

- a. 事業年度開始時及び中間期にDEViCo Weekが開催され、当社グループの当期事業計画の戦略の確認及び経営方針に対するベクトル合わせを行っております。
- b. 期中ではAAC会は年10回開催され、事業計画の月次進捗状況及び各市場の市場環境の変化を確認するとともに、グループ全体の業務の適切な履行及び合理的・効率的遂行を確認しております。スコアリング委員会は、年9回開催され、事業計画の遂行・進捗状況を定量的・定性的に把握するとともに、内部統制システムの目的である

「業務の有効性・効率性」「資産の保全」「財務報告の信頼性」「法令等の遵守」を確保する視点から、所定の確認手続きを行っております。

- c. 内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況を期中で適宜スコアリング委員会、EM会及び取締役会に報告するとともに、事業年度末時点で内部統制活動の実施状況や内部監査の結果等に基づき、内部統制システムの有効性評価結果をスコアリング委員会、EM会及び取締役会に報告しております。
- d. なお、当社はこれらの評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制の実施計画に反映しております。

## 2) 法令等に適合することを確保する体制の運用状況

- a. 当社は、社是、経営理念、Staff Charter、幕張天気街憲章を適宜見直すプロセスにおいて、コンプライアンスに対する意識を高めその具体的な行動につながるように周知・徹底しております。また、毎週開催される全体会議の場であるSSM会では、業務・運営上の課題が共有され、法令、倫理面からも多角的に討議されております。
- b. 当社は、期中に取締役会を15回開催した他、書面によるみなし決議を2回実施し、重要な業務執行に関する事項、法令及び定款に定められた事項について活発な意見交換をベースに審議・決議を行いました。また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受け、取締役・執行役員の職務遂行を監督しました。
- c. スコアリング委員会は、当社グループのコンプライアンスに関する課題を把握し、その対応策を策定し実行しました。
- d. 社長室及び監査役・社外監査役にコンプライアンス報告・相談ルート（WNIヘルプライン）を設置しております。その行動指針に個人情報の取扱い、通報者の保護に関する措置を明記し、当社グループの役員・スタッフに対して周知を継続しております。

## 3) 損失の危険の管理に関する運用状況

- a. 業務執行取締役及び執行役員は、当社グループ全体の業務執行の進捗状況を取締役会及びEM会で定期的に報告しております。
- b. 業務執行に係るリスクが顕在化した場合には、コンティンジェンシー・プランニングのリスクのレベルに応じて、適切な体制の構築、対策の実施と情報開示を行ってまいります。

## 4) 効率性確保に関する運用状況

- a. 執行役員（取締役兼務を含む）が参加するEM会は、週1回開催され、当社グループ全体の取締役会やSSM会付議事項の事前審議を行っております。
- b. 取締役会、EM会の議案と関連資料の事前配布に努め、会議体出席前の検討時間の



確保に努めております。

- c. AAC会で事業計画の月次進捗状況に対する市場環境の変化や数値面での実績・計画の変化に係る情報を共有し、スコアリング委員会においては事業/販売計画の変化にAAC的に開発マネージメントを変更し製販のベクトル合わせを行っております。
- d. また、社内手続きに関する販売管理規程等の見直しを実施し、業務遂行の効率化を図っております。

5) 企業集団における内部統制システムに関する運用状況

- a. 販売・運営担当の取締役・執行役員と地域担当の取締役が、海外の子会社をマトリックス的に管理しております。各取締役・執行役員が、取締役会及びEM会にその職務内容に応じて適宜付議・報告を行うことで、子会社の業務・運営上の課題を共有し、その手順の明確化を行います。
- b. 海外の子会社のビデオ・カンファレンスによるSSM会への直接的な参加及び社内報の一部（SSM会での社長メッセージ等）をBusinglish（英訳化・図解化など）するなどして、子会社の役員・従業員に業務運営方針及びコンプライアンス上の課題を周知・徹底するとともに、販売・運営担当及び地域担当の取締役・執行役員が、適宜子会社を訪問するなどして直接のコミュニケーションに努めております。

6) 監査役監査の実効性確保に関する運用状況

- a. 監査役は、取締役会への出席の他、常勤監査役においてはEM会、SSM会、スコアリング委員会等の重要な会議への出席に加え、月次決算における財務分析の会議に参加する等、内部統制システムの整備・運用状況の適正性確保に努めております。
- b. 監査役会は、期中に15回開催され、取締役会の議題、その他経営上の重要事項を監査役間で事前に共有しております。各監査役は、取締役及び執行役員の業務執行状況の調査、内部監査室及び会計監査人と連携して、取締役の職務執行の監査を行う他、監査役会としての意見を四半期毎に取りまとめ取締役会に報告してまいりました。また社外取締役も参加する（拡大）監査役会を適宜開催し、社外役員の間で経営上の重要事項を相互に理解し、共有することで取締役会の実効性を高めております。
- c. 監査役室が設置されており、監査役の職務を補助するスタッフとして1名を配置しております。当該スタッフは、監査役の指示に基づき業務遂行を行っており、その異動及び人事考課等については、監査役の承認を得ることになっております。

---

(注) 本事業報告中の記載数字について、金額については、表示単位未満は切り捨てております。また、比率その他については小数点第二位を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>10,931,390</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,730,161</b>
現金及び預金	7,636,530	買掛金	179,725
受取手形	54,162	1年内返済予定の長期借入金	15,864
売掛金	2,461,007	未払金	286,436
完成業務未入金	139,608	未払法人税等	525,635
仕掛品	172,612	受注損失引当金	3,640
貯蔵品	158,037	関係会社整理損失引当金	3,000
繰延税金資産	76,414	その他の	715,859
その引当金	271,435		
貸倒引当金	△38,417	<b>固定負債</b>	<b>23,367</b>
<b>固定資産</b>	<b>4,379,784</b>	長期借入金	22,913
<b>有形固定資産</b>	<b>1,956,145</b>	その他の	453
建物及び構築物	804,252	<b>負債合計</b>	<b>1,753,528</b>
工具、器具及び備品	463,306	<b>(純資産の部)</b>	
土地	413,062	<b>株主資本</b>	<b>13,384,642</b>
建設仮勘定	274,764	資本金	1,706,500
その他	759	資本剰余金	948,506
<b>無形固定資産</b>	<b>1,445,724</b>	利益剰余金	11,759,318
ソフトウェア	666,703	自己株式	△1,029,682
ソフトウェア仮勘定	360,589	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>75,586</b>
のれん	392,488	為替換算調整勘定	75,586
その他	25,943	<b>新株予約権</b>	<b>97,418</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>977,914</b>	<b>純資産合計</b>	<b>13,557,646</b>
投資有価証券	198,367	<b>負債純資産合計</b>	<b>15,311,175</b>
繰延税金資産	168,627		
その他	641,000		
貸倒引当金	△30,080		
<b>資産合計</b>	<b>15,311,175</b>		

# 連結損益計算書

(自 平成28年6月1日  
至 平成29年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		14,542,257
売上原価		8,554,073
<b>売上総利益</b>		<b>5,988,183</b>
販売費及び一般管理費		3,164,016
<b>営業利益</b>		<b>2,824,166</b>
営業外収益		
受取利息	10,298	
受取配当金	852	
保険配当金	18,273	
補助金の収入	15,099	
その他	6,488	51,011
営業外費用		
支払利息	120	
コミットメントライン関連費用	14,686	
為替差損	30,195	
固定資産除却損	138	
持分法による投資損失	2,846	
その他	1,748	49,735
<b>経常利益</b>		<b>2,825,443</b>
特別損失		
関係会社整理損	3,134	3,134
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>2,822,308</b>
法人税、住民税及び事業税	859,422	
法人税等調整額	△2,599	856,823
<b>当期純利益</b>		<b>1,965,485</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		-
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,965,485</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成 28 年 6 月 1 日)  
(至 平成 29 年 5 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成 28 年 6 月 1 日 残 高	1,706,500	945,772	11,046,794	△1,031,034	12,668,031
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,252,961		△1,252,961
親会社株主に帰属する当期純利益			1,965,485		1,965,485
自 己 株 式 の 取 得				△276	△276
自 己 株 式 の 処 分		2,734		1,629	4,363
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	2,734	712,524	1,352	716,610
平成 29 年 5 月 31 日 残 高	1,706,500	948,506	11,759,318	△1,029,682	13,384,642

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
平成 28 年 6 月 1 日 残 高	119,955	119,955	101,780	12,889,766
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,252,961
親会社株主に帰属する当期純利益				1,965,485
自 己 株 式 の 取 得				△276
自 己 株 式 の 処 分				4,363
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△44,369	△44,369	△4,362	△48,731
連結会計年度中の変動額合計	△44,369	△44,369	△4,362	667,879
平成 29 年 5 月 31 日 残 高	75,586	75,586	97,418	13,557,646

(ご参考)

## 連結キャッシュ・フロー計算書

(自 平成28年6月1日)  
(至 平成29年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,717,821
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,869,826
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,256,650
現金及び現金同等物に係る換算差額	△113,593
現金及び現金同等物の増減額	△522,249
現金及び現金同等物の期首残高	7,418,971
現金及び現金同等物の期末残高	6,896,722

# 貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,924,354</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,863,199</b>
現金及び預金	5,730,332	買掛金	721,336
受取手形	54,162	未払金	262,797
売掛金	3,424,832	未払消費税等	67,683
完成業務未収入金	139,608	未払費用	129,891
仕掛品	172,612	未払法人税等	508,114
貯蔵品	157,656	前受金	87,572
前払費用	136,575	預り金	43,609
繰延税金資産	88,082	受注損失引当金	3,640
その引当金	81,208	関係会社整理損失引当金	3,000
貸倒引当金	△60,717	その他の	35,553
<b>固定資産</b>	<b>5,147,249</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,863,199</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,919,350</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	804,252	株主資本	13,110,985
車両運搬具	200	資本剰余金	1,706,500
工具、器具及び備品	427,071	その他資本剰余金	948,506
土地	413,062	利益剰余金	11,485,661
建設仮勘定	274,764	利益準備金	426,625
<b>無形固定資産</b>	<b>930,176</b>	その他利益剰余金	11,059,036
ソフトウェア	543,813	別途積立金	8,500,000
ソフトウェア仮勘定	360,589	繰越利益剰余金	2,559,036
電話加入権	25,634	<b>自己株</b>	<b>△1,029,682</b>
電気通信施設利用権	139	<b>新株予約権</b>	<b>97,418</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,297,722</b>	<b>純資産合計</b>	<b>13,208,403</b>
投資有価証券	88,715	<b>負債純資産合計</b>	<b>15,071,603</b>
関係会社株	1,418,529		
関係会社出資金	50,274		
破産更生債権等	15,634		
長期前払費用	25,541		
繰延税金資産	168,627		
保険積立金	296,767		
敷金・保証金	249,267		
貸倒引当金	△15,634		
<b>資産合計</b>	<b>15,071,603</b>		

# 損 益 計 算 書

(自 平成28年6月1日)  
(至 平成29年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		14,303,343
売上原価		8,680,676
<b>売上総利益</b>		<b>5,622,667</b>
販売費及び一般管理費		2,686,526
<b>営業利益</b>		<b>2,936,141</b>
営業外収益		
受取利息	1,211	
受取配当金	852	
保険配当金	18,273	
補助金の収入	15,099	
その他	7,751	43,187
営業外費用		
コミットメントライン関連費用	14,686	
固定資産除却損	112	
その他	1,639	16,439
<b>経常利益</b>		<b>2,962,889</b>
特別損失		
関係会社投資等評価損	22,000	
関係会社整理損	3,134	25,134
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,937,755</b>
法人税、住民税及び事業税	837,500	
法人税等調整額	△1,666	835,833
<b>当期純利益</b>		<b>2,101,921</b>



## 株主資本等変動計算書

(自 平成28年6月1日)  
(至 平成29年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金			
		その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
平成28年6月1日残高	1,706,500	945,772	945,772	411,732	7,500,000	2,724,968	10,636,700
事業年度中の変動額							
利益準備金の積立				14,892		△14,892	－
剰余金の配当						△1,252,961	△1,252,961
当期純利益						2,101,921	2,101,921
自己株式の取得							
自己株式の処分		2,734	2,734				
別途積立金の積立					1,000,000	△1,000,000	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	－	2,734	2,734	14,892	1,000,000	△165,932	848,960
平成29年5月31日残高	1,706,500	948,506	948,506	426,625	8,500,000	2,559,036	11,485,661

	株 主 資 本		新株予約権	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計		
平成28年6月1日残高	△1,031,034	12,257,938	101,780	12,359,718
事業年度中の変動額				
利益準備金の積立		－		－
剰余金の配当		△1,252,961		△1,252,961
当期純利益		2,101,921		2,101,921
自己株式の取得	△276	△276		△276
自己株式の処分	1,629	4,363		4,363
別途積立金の積立		－		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)			△4,362	△4,362
事業年度中の変動額合計	1,352	853,047	△4,362	848,685
平成29年5月31日残高	△1,029,682	13,110,985	97,418	13,208,403

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年7月20日

株式会社 ウェザーニューズ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 佐々田 博 信 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 元 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウェザーニューズの平成28年6月1日から平成29年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェザーニューズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年7月20日

株式会社 ウェザーニューズ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 佐々田 博 信 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 元 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウェザーニューズの平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、内外の経営環境の変化に対応した改善が必要と認識し整備に取り組んでおり、指摘すべき重大な事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年7月24日

株式会社ウェザーニューズ 監査役会

常勤監査役 戸村 孝 (印)

監査役 木下 俊男 (印)

監査役 升味 佐江子 (印)

(注) 監査役木下俊男及び監査役升味佐江子は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 第31期定時株主総会会場のご案内

会場

幕張メッセ 国際会議場 コンベンションホール

千葉市美浜区中瀬二丁目1番地



交通のご案内

電車 | JR京葉線「海浜幕張駅」より 徒歩5分

※ 駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。